

## 第3部 基本計画

# 目 次

第 1 章	ものづくりと交流の先進地	1
	1 新・丹後王国の創造に向けて	
第 2 章	ひと・もの・ことが行き交う交流経済都市	1
	1 定住の促進	
	2 農林業の振興	
	3 漁業の振興	
	4 商工業の振興	
	5 観光の振興	
	6 京丹後ブランドの販売戦略	
	暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市	19
	1 自然環境の保全と創造	
	2 新しいエネルギーの導入と活用	
	3 ごみ・廃棄物対策	
	4 循環型社会の構築	
	生きる喜びを共有できる健やか安心都市	27
	1 健康づくりの推進	
	2 医療保険制度の充実	
	3 医療体制の充実	
	4 地域福祉の推進	
	5 障害者福祉の充実	
	6 高齢者福祉の充実	
	次代を担う若い力が発揮できる生涯学習都市	42
	1 子育て支援	
	2 学校教育の充実	
	3 若者の育成	
	4 社会教育・スポーツの充実	
	5 歴史文化遺産の保全と活用	
	共に築き、結び合うパートナーシップ都市	54
	1 地域コミュニティの強化	
	2 協働のまちづくりの推進	
	3 人権の尊重	
	4 男女共同参画の推進	
	5 国際交流の推進	
	6 文化芸術活動の振興	
	災害に強く、快適で暮しやすいおい安全都市	67
	1 適正な土地利用の推進	
	2 道路ネットワークの整備	
	3 河川・海岸・港湾の整備	
	4 住宅の供給と安心できる住環境の整備	
	5 地域交通の確保	
	6 上下水道の整備	
	7 防犯・交通安全の推進	
	8 消防・防災体制の強化	
	9 地域情報化の推進	
	計画推進のために	86
	1 効率的な行財政運営の推進	
	用語の説明	90

# 第 1 章

### 新・丹後王国の創造に向けて

「丹後王国」は、かつて、大陸文化の窓口として経済的・文化的に他地域に優る卓越性や先導性を持ち、技術や文化の発信地としての役割を果たしていました。この「丹後王国」の繁栄を現代的にとらえ直し、新しい時代の新たな価値を豊かに育み、他地域にこれらを魅力的に発信できるような先進地として「新・丹後王国」を創造していきます。

丹後には、3世紀～5世紀にかけて、邪馬台国や大和朝廷とは別に、独自の文化をもった「丹後王国」が存在したといわれています。この「丹後王国」は、日本海を介した中国大陸や朝鮮半島との交易により優れた技術や文化を取り入れた一大先進地でありました。このことは、数多くの遺跡や古墳の存在、また、そこから出土した優良な品々が証明してくれています。まず、王の存在は、網野銚子山古墳や神明山古墳といった200m級の巨大古墳から明らかですし、交易の証としては、中国・新の「貨銭」や中国・魏の青龍三年の年号が入った「方格規矩四神鏡」などが市内の遺跡から出土しており、古代の港の存在からも物流拠点であったことが分かります。また、わが国でも最も早い時期の鉄器加工技術、非常に硬い水晶さえも加工できた玉づくり技術などのほか、古代製鉄コンビナートの存在や古代の絹織物である「あしぎぬ」、「赤米」を朝廷に献上した記録が残っているなど、「丹後王国」は卓越した技術によるものづくりの先進地でありました。

一方、平成16年4月に旧6町が合併し誕生した京丹後市は、厳しい財政状況の中で行財政改革を強力に進めていくとともに、合併したメリットをいかに発現させていくのかが問われています。また、豊かな自然資源や伝統産業を基礎にして、総合的かつ集中的な地域産業政策の展開が要請されています。このような中、京丹後市は、「丹後王国」や先人たちが残してくれた自然環境・遺産や歴史文化など新しい時代に求められる魅力的な価値、恵みをふんだんに有しています。そこで、これらの地域資源を活かす取り組みを行い、合併のメリットを最大限に活用しながら、現代における先導的な地域としてのひとつづくりともものづくり、交流の先進地「新・丹後王国」の創造をめざしていきます。

また、歴史・文化・伝統・教育を大切にしながら、未来に向けて市民が心をつなげて、卓越した地域として市民や他地域に住む京丹後出身者、さらには後世の人々が豊かな心と誇りを持てるようなクニづくりを行っていきます。

### まちづくりのねらい

#### 卓越した地域資源と先導的なものづくり技術を活かした京丹後ブランドの創造をめざします

「Buy（買う）地元」の徹底による地産地消の実現や、地域における京丹後ブランドの商品開発を推進し、村おこし、地域おこしを応援します。また、農作物や水産物の産地強化と、伝統産業である丹後ちりめんと機械金属業の付加価値を高めることにより産業振興を図ります。

地元企業や事業所と大学などの研究機関との交流の機会充実に努めるとともに、テーマを設定したプロジェクトを推進します。また経営や新規起業に関して、相談窓口の充実やコンサルティングができる人材の斡旋や支援のしくみづくりとともに、人材育成と技術開発への支援体制強化と各

## ものづくりと交流の先進地

---

産業間の交流促進に努めます。

魅力ある総合観光地として、自然・地場産業などの地域資源と丹後王国などの歴史文化の総合的なネットワークの整備を推進します。また、特徴ある自然環境や新エネルギー施設など環境教育を目的としたエコツーリズムを展開して行きます。

### 美しい自然環境を守り環境先進地をめざします

「美しいふるさとづくり条例」に基づき、市民と、農業、商工業、漁業、観光業の各産業の連携によって、自然を守り、育み、それぞれの立場で実践できる自然環境の保全管理のしくみづくりを進めます。また、循環型社会を築くため、リジェクト（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の「環境4R」を推進します。

排出物の完全利用をめざす企業のため、新エネルギー施設の導入も含めた支援を行います。

バイオマスの利活用による資源循環型農業を検討します。

### 健康長寿のまちをめざします

京丹後市の豊かな自然環境の中で、温泉と薬草を組み合わせながら、療養・保養のネットワークを形成するとともに、介護予防のための拠点整備などでも温泉を活用し、京丹後市ならではの健康長寿のまちづくりを進めます。

### 丹後王国の歴史文化を活かした丹後学の推進をめざします

丹後王国の歴史文化を内外に発信するため、丹後王国歴史文化館（仮称）を核とした拠点と各地域の歴史文化資源のネットワークづくり、IT（情報通信技術）を活用した情報発信に取り組みます。

地域の自然や歴史文化、地場産業などの「匠」の技術を掘り起こし、「丹後学」としてまとめ学校教育における体験学習や地域学習に活用するとともに、子供から大人までだれでも気軽に学べる学習環境と機会の創出に努めます。

京丹後市の歴史や文化財のスペシャリストとしての「文化財博士」の登録制度を設置したり、「丹後学検定試験」などの創設を検討します。

### 人材を活かしたまちづくりをめざします

地場産業の振興と地域の活性化を考え、地域資源を最大限に有効活用するために、日本の社会経済の各分野で活躍する本市出身者を中心としたアドバイザー登録制度などを検討し、各方面へのコーディネート、コンサルタントとして活躍していただけるように働きかけます。

### 未来の京丹後市を担う子どもたちの健全育成をめざします

地域と企業と行政が協働で、生みやすく育てやすい環境整備に努めるとともに、子育て家庭への経済支援の充実や異世代交流などによる交流の場づくりを推進し、未来の京丹後市を担う子どもたちを健全育成していきます。

## 第 2 章

# 1 定住の促進

## 現状と課題

合併協議にともなって高校生を対象に実施した意識調査（平成 14 年度）によると、将来丹後地域に「住みたい」が「住みたくない」と答えた回答を下回りました。

特に「住みたくない」の理由は、「都会に魅力を感じる」や「働く場所が少ない」などの理由が多い結果でしたが、本市には優秀な人材や後継者を必要とする産業も多く存在します。

今後の定住促進を推進するためには、特に若者にとって魅力ある雇用の場づくりとともに、十分な情報提供に努める必要があります。

また、近い将来、大量の定年退職者となるいわゆる団塊の世代の人たちの第 2 の定住地としての受け皿づくりも視野に入れる必要があります。

これらのことから、今後はこれまで取り組んできた人材育成事業の充実とともに、本市の産業や企業の種類などの就業情報を、若者をはじめ、定年退職者など広く一般の人々を対象に情報発信していく必要があります。

また、市では一部地域で定住促進施策として分譲宅地事業や農家住宅売買のあっせんを行っており、新たな区画も整備予定となっています。

市全体としての人口増に向けて、市外からの転入を促す定住促進施策が求められており、農業・漁業就業希望者向けの宅地や菜園付き宅地など、U ターン者や若年層の持ち家志向に対応した安価で良質な宅地などを供給することが大切です。

## めざす目標

### 高校生の地元就職率

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
地元就職率	6.7% (H17)	10% (H26)

### 就業人口の増加

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
就業人口	34,797人 (H12)	40,000人 (H26)

団塊の世代：昭和 22～24 年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

新しい市民を増やします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
転入世帯数	850世帯 (H16)	1,250世帯 (H26)

施策方針

1 定住対策の推進

若者を対象とした環境整備の促進をめざし、若い世代が主体となれる地域活動やまちづくり活動への支援の充実に努め、育児も含めた働きやすい環境づくりをはじめ、若者にとって快適な環境づくりに努めます。

また、市外からの転入を促すよう、周囲の自然環境が豊かであることや、温泉地域、農山村地域であることの特徴を加えると同時に、転入者には割安な価格設定をするなど、魅力的な分譲宅地を整備します。

さらに、定年退職により、増加が見込まれる団塊の世代の人たちが地元に戻って定住しやすい受け皿づくりを推進します。

2 雇用促進対策の推進

地元企業に関心を持ち、自分がやりたい職業を発見できるよう、中高校生等を対象に地元の職業紹介をする機会づくりを推進するとともに、地元企業、事業所をはじめハローワークなどの各関係機関との連携強化に努め、地元企業技術革新に耐えうる技術者の育成のための各種教室を開催するなど、若者の就職活動への支援に努めます。

また、農業をはじめ、商工業、水産業の後継者の育成支援の強化に努めるとともに、あらたな工業団地の整備や企業誘致の推進とともに、観光産業振興における新しい雇用の創出に努めます。

主要な事業

- U・J・Iターン通信発行事業
- 起業支援事業
- 工業団地造成事業
- 後継者の育成支援事業
- 観光雇用創出事業
- 分譲宅地整備事業



## 2 農林業の振興

### 現状と課題

#### < 農業 >

農地面積 5,160 h a (京都府農林水産統計) を有する本市の農業は、産業の1つとして重要な地位を占め、水田農業を主体に、海岸部砂丘地や国営開発農地をはじめ、水田部でのハウス栽培等による畑作農業が展開されています。

市の農業生産額を見ると、米、野菜、果樹、乳用牛の順となっており、丹後の気象・環境条件で栽培される「丹後コシヒカリ」は、全国食味ランキングにおいて「特A」と評価され、販売戦略として優位な材料となっています。

また、植栽面積 5 1 2 h a と日本最大級の規模を有する国営開発農地では、加工契約野菜・葉タバコを中心に、甘藷・採種・飼料作物・果樹等を栽培しており、近年では、新規基幹作物として茶を定め、京都府の振興計画と合わせた取り組みとして力をいれています。

本市の農産物については、高品質な地域特産物としてブランド化を図っているところで、果樹の梨については、糖度センサーにより区分し「京たんご梨」と呼ばれ、消費者の人気の高いものとなっています。

畜産は、乳用牛・肉用牛・採卵鶏・ブロイラーなどを飼養していますが、近年、

畜産環境の改善と地域環境の保全が義務付けられたことから、排泄物の有効利用など資源循環型農業への転換を図る必要があります。

一方、中山間地域のみならず平野部においても、野生鳥獣による被害の拡大により農業経営の意欲が低下し、耕作放棄地等の増加が心配されます。

#### < 林業 >

森林は建築資材の供給などの経済面だけでなく、治山治水などの防災機能、水資源の涵養等の公益機能が大きく、特に近年は、地球温暖化防止機能が重要とされ、その保全育成が急務となっています。

このため、森林保全については、保育施業への支援体制の強化を図るとともに、森林の併せ持つ公益的な機能の拡充とともに林業基盤の整備が必要となっています。

また、松くい虫被害により森林景観が侵されており、その被害は市内全域に拡大しています。特に海岸線沿いの松林は、風致景観としても重要であることから、その保全対策の検討が必要です。

そのほか、丹後縦貫林道並びに地域林道等、林業基盤の維持管理体制の強化と併せて、新たな

---

保育施業：健全な森林育成のために、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等を行うこと。

林業特産品の開発、生産の拡大に向けた対応が必要です。

## めざす目標

担い手を育て、荒廃農地半減をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
法認定農業者数	148 経営体 (H16)	300 経営体 (H26)
荒廃農地	384ha (H16)	200ha (H26)

売れる米づくりをめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
年間の米生産量	14,270トン (H16)	15,000トン (H26)
府内における市内産の生産割合 (京丹後市/京都府)	13% (H16)	18% (H26)

多収益農産物を育てます

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
年間1億円以上の農産物	7種 (H15)	8種 (H26)

( 7種：米・採種・みず菜・メロン・梨・葉タバコ) ( :茶)

## 施策方針

### < 1 > 農業の振興

#### 1 担い手対策の推進

農業で他産業並みの所得をめざすため、認定農業者 50%の農地集積を目標に、担い手の育成を図ります。

また、道路・水路の維持管理や水田のもつ保全機能を生かすためにも、効率的かつ安定的な農業経営をめざした地域単位の集落営農に取り組み、農地の保全と集落機能の活性化を図ります。

さらに、再ほ場整備による大規模区画・大型機械化を確立させ、大規模経営の可能な優良な農

認定農業者：農業のスペシャリストとして市町村が認定し、関係機関が具体的な支援を行い、農業経営の発展を目指すもの。農業者が自ら作成する農業経営改善計画(5年後の経営目標)を市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうというもの。

地を整備し、農地の流動化 促進と農作物の団地化と担い手確保・育成を図ります。

## 2 水田農業の振興と米の直販体制の確立

水稲栽培においては、有機堆肥の投入や統一した栽培方法を推進することにより、丹後米（コシヒカリ）のブランド化を図ります。

また、販売においては産地間競争となっていることから、販売促進として市内全地域の食味向上を図り、都市との交流等により、米の直販を行なうことが可能な体制を推進します。

## 3 中山間地の保全対策の推進

多面的な機能をもつ中山間地域の保全に努めるため、直接支払制度事業を引き続き継続し、中山間地域の耕作放棄の発生防止、将来に向けた農業生産活動等の継続的な実施を図ります。

## 4 国営開発営農の振興

担い手の高齢化、後継者不足問題については、市独自の農家後継者支援策の設定や京都府補助事業等の最大限の活用により、農業企業体の参入も含めＩターン・Ｕターン・地元を問わず積極的に新規入植者の育成・確保に努めます。

営農計画は、ブロックローテーション を基本として、緑肥栽培 や良質堆肥の投入による地道な土づくり対策を続けていきます。

また、関係機関一体となって、茶をはじめとする収益性の高い新規作物の導入・育成に努めます。

## 5 畜産の振興

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、安全管理体制と経営基盤の強化対策、自給飼料の利用促進や家畜糞の堆肥化による有機資源の有効利用等により、効率的かつ安定的な畜産経営の確立と資源循環型農業への転換を支援します。

## 6 特産品とブランド化の推進

施設園芸の導入支援により、京丹後野菜のブランド化・産地化を図り、農業生産所得の向上を図ります。

また、農業振興公社（仮称）の設立、都市へのPR活動、アンテナショップ販売店等の開設など、農産物の直販体制の確立を推進します。

農地の流動化：地域の農業に意欲的な認定農業者などの担い手に農地を貸したり、売ったり、農作業を委託したりして、農地の有効利用を図り効率的かつ安定的な農業 経営を確立すること。

ブロックローテーション：水田の転作作物の生産性を向上させるため、地区全体を数ブロックに区分し、順次、移動させる集団転作の方法。

緑肥栽培：緑色の生きている植物を田畑の土中にすき込んで肥料とすること。空中窒素固定を行うマメ科のレンゲソウ・ウマゴヤシ・シロツメクサや青刈りダイズなどが用いられる。草肥（くさごえ）。

## 7 環境に配慮した農業農村整備

環境基本計画に基づき、動植物の生態系等の自然環境、歴史・文化等の自然資源、農村の住環境と調和・配慮した農業・農村整備を推進します。

## 8 都市農村交流の推進

各交流施設及び農家・地域住民が連携して、都市住民に対して常に新しい情報の発信を行い、家族から少人数の団体客の確保と旅行業者と提携できる施設の整備と体制づくりに努めます。

農業・農村の多面的な価値を発揮できるまちづくりのため、農家民宿による農作業体験、市民農園の開設により、グリーンツーリズムの推進を図ります。

### < 2 > 林業の振興

#### 1 森林保育の推進

枝打ち、間伐等の保育施業の協業化を促進するとともに、森林の持つ環境保全機能の啓発に努めながら広葉樹の植林を推進します。

また、景観面から保全を要する松林については徹底防除に努めるとともに、海岸線の松木については耐病性松木への転換を図り、内陸部においては松以外の樹種への転換を推進し、森林の機能回復に努めます。

#### 2 森林環境の保全

国・府等、関係機関との連携強化を図り、杉、ブナの立ち枯れ対策など森林環境の保全対策を促進します。

#### 3 林業特産品の振興

木・竹炭や椎茸生産に必要な原木の確保を図るとともに、広葉樹林の整備を促進し、新たな林産物生産の導入や生産者・生産グループの育成と支援に努め、新たな林業特産品の開発、生産拡大に向けた支援対策の充実に努めます。

#### 4 地域林道等の整備と活用

丹後縦貫林道は、スイス村、碓高原牧場、風力発電施設等のアクセス道であり、京都府と連携して路線の拡幅等の整備を促進します。

また、地域林道等については、地域との連携の下、管理体制を整備し、機能の確保に向けた維持管理に努めます。

---

グリーンツーリズム：農山村の地域文化をありのままに活かして、来訪者の体験の場などを提供し、交流すること。

## 主要な事業

認定農家育成事業  
集落営農推進事業  
農業生産法人 等支援事業  
後継者の育成支援事業（再掲）  
直接支払制度推進事業  
施設栽培導入支援事業  
農林水産物加工施設整備事業  
特産品直販体制整備事業  
農村振興総合整備事業（生産基盤、生活環境基盤整備）  
農村交流施設ネットワーク事業  
滞在型・体験型観光交流推進事業  
緑の公共事業  
松枯れ対策転換事業  
薬草栽培支援事業  
丹後縦貫林道整備促進事業  
農業用水路改修事業  
広域営農団地農道整備事業  
緑のふるさと林道建設事業  
新山村振興等農林漁業振興対策事業  
経営体育成基盤整備事業（再掲場整備）  
地域用水環境整備事業（水辺環境整備）  
農業用河川工作物応急対策事業（頭首工・井堰整備）  
農業総合地図情報システム整備事業  
農村環境計画策定事業

---

農業生産法人：農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。農地法に定める一定の要件を満たす農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社の四種がある。

### 3 漁業の振興

#### 現状と課題

水産業は、漁獲量の減少や、輸入水産物の増加による魚価の低迷もあり、厳しい状況にあり、漁業就業者の高齢化、後継者や新規就業者の確保が課題となっているほか、漁業活動を支援する漁協団体の合併が検討されています。

市内にある13の漁港（市管理12港・府管理1港）は、漁業活動の基盤となる施設であり、自然との調和に配慮した安全で安心な漁港漁場の整備、さらに関連施設の整備推進が求められています。

このため、現在、漁港漁場整備事業（長期計画）が3漁港で進められており、海・海岸・漁港の多面的な価値（環境、空間、癒し）を貴重な資源として活かす方策に取り組んでいます。

「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を進めるため、放流、中間育成、漁礁設置などの栽培漁業や、水産資源を永続的に漁獲するための資源管理の取り組みを行っています。

新鮮な魚介類を消費者に届けるため、漁連や漁協では、鮮度保持や殺菌処理の施設整備を進め、安心安全な「丹後の魚」を提供する生産体制が確立してきましたが、今後は「丹後の魅力」として、「間人ガニ」「久美浜のカキ」に続く特産品づくりをめざしています。

一方、内水面（河川）漁業については、3つの組合が、アユ、うなぎ、あまご、こい、ふな等の種苗を放流し、遊漁者への健全なレクリエーションの場を提供し、河川環境の守り手として、親水活動に貢献しています。

今後は、自然や環境に配慮した基盤整備を推進するとともに、各漁協への更なる支援策が必要です。同時に商業や観光、教育と幅広く連携をする中で、「丹後の魅力」を発信していくことが求められています。

#### めざす目標

##### 組織、後継者の確保

指標名	現状	(年度)	目標	(年度)
漁業組合員数	387人	(H15)	400人	(H26)
生産販売法人数	6件	(H15)	10件	(H26)

水産物の生産、販売

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
カニ漁獲量	84トン (H15)	100トン (H26)
カキ漁獲量	12トン (H15)	15トン (H26)

施策方針

1 安全で多面的に貢献できる漁港・周辺整備

漁港は、漁業生産の基地として最も重要な施設であり、そのために、漁港や漁場はもとより、外郭施設の整備を計画的に推進します。

2 漁業経営基盤の強化

漁業組合の基盤強化とともに、海産物の加工技術・設備の充実を図り、四季を通じた地域性のある海産物の開発などによって競争力を高め、食材・土産物として安定的に供給できる生産体制づくりに努めます。

また、経営者への支援制度（漁船の維持管理など負担の大きい漁業就業者への支援等）を充実し、漁船のオーナー制の導入等を検討します。

3 つくり育てる漁業の推進

海の生産力を効率的に利用するため、栽培漁業の振興、漁場の造成を積極的に推進します。そのためにも、資源の管理と育成、栽培漁業の推進、藻類資源の増殖、漁礁・漁場の整備を促進することで、生産体制の確立に努めます。

4 新鮮で安全な水産物の提供

鮮度保持や殺菌処理の施設整備を進め、新鮮で安全な丹後の水産物を直売や朝市などにより、地域内外の消費者及び来訪者に対し、安定した供給ができる生産流通体制づくりに努めるとともに、魚食普及と消費拡大につながる流通販売の改善を図ります。

5 担い手の確保育成

小中学生の漁業体験教室の開催など、子どもたちが早くから漁業に親しむ環境づくりを進め、後継者の確保に向け、新規就業者に対する支援の充実に努めます。

6 自然と調和した内水面漁業の推進

多自然型川づくりを基盤に、豊かな水生生物・魚類の生息が可能となるよう、河川環境の保全に努め、資源の増殖育成をはじめ、生産活動を総合的に支援するシステムづくりを推進します。

## 7 「<sup>うみぎょう</sup>海業」の推進

海、海岸、漁港の多面的な価値を活かせるよう、漁村特有の文化や町並み、風土の保全活用を図り、漁村における産業・経済活動を「<sup>うみぎょう</sup>海業」として位置づけ、特徴ある水産業の育成に努めます。

特に、観光業や商業等の他産業との連携により、干物づくり、定置網、地曳網等の体験型漁業を提供する総合的な受け皿づくりを進め、豊かな自然環境を積極的に活用して、都市住民、消費者と交流の機会を創出します。

### 主要な事業

- 漁港・漁場整備事業
- 水産物市場設置事業
- 漁業経営基盤強化事業
- 資源管理型漁業推進事業
- 後継者の育成支援事業
- 内水面漁業支援事業
- 滞在型・体験型観光交流推進事業



## 4 商工業の振興

### 現状と課題

#### < 商業 >

商業は地域住民にとって、最も身近な産業です。本市の商業は、旧町の市街地地域に商店街が形成されていましたが、近年の小売商業の形態の変化や消費者の購買ニーズの変化などの要因もあって、空き店舗が増加しています。一方で、モータリゼーションの進展もあって、国道バイパス周辺など、商業エリアの拡大を見えています。

既存の商店街では、後継者や新規の開業者が少ない地域の人々にきめ細かいサービス提供が出来る商店街づくりによって、魅力を高める取り組みが求められていることから、移動手段を持つことがむずかしい高齢者を対象としたサービス、またグループホーム等の福祉施設による空き店舗利用、低家賃で貸し出しを行なうチャレンジショップ など、それぞれの特長を生かした商店街づくりを支援する必要があります。

また、近くに学校等があり、若者の往来が頻繁な地区においては、若者を対象とした店舗づくりなども研究していくことが必要です。

#### < 工業 >

現在の丹後の発展を担ってきた丹後ちりめんを中心とする織物業は、和装需要の減退や個人消費の減少により、昭和 48 年の 920 万反を頂点に、また織機台数においても昭和 51 年の 4 . 7 万台を頂点として、いずれも 10 分の 1 程度へ減少を続けています。そうした中で、ちりめんの新しい利活用を図る製品の開発も進められており、また、あらたな市場の発掘なども含めた支援に努めます。

戦後、急速な発展を遂げた機械金属工業は、丹後の「ものづくり」を支えていると同時に、雇用創出の面からも大きな貢献をしていますが、海外との価格競争の激化もあり、厳しい状況にあります。

今後は、新しい産業の育成のために、これまでの技術を活かしながら、さらなる技術研究・開発に努めるとともに、他地域の工業の技術力との併合により、技術提供（マッチング）が必要であることから、他産業も含めた事業展開とともに、技術革新に対応する高度な技術を収得できる学習機会の拡充や交流の場の充実を図る必要があります。

---

チャレンジショップ：地域の中心商店街における空き店舗増加対策として、行政、商工会等が空き店舗の一部を店舗開業の希望者に期間限定で賃貸する事業。

## めざす目標

### 商業

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
年間販売額	107,550百万円 (H14)	120,000百万円 (H26)
購買力流出率	0.84 (H14)	1.00 (H26)

### 工業

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
工業従業者1人当りの出荷額	14,078千円 (H12)	20,000千円 (H26)
事業所数	270件 (H12)	350件 (H26)

## 施策方針

### 1 新たな産業おこしの推進

「ものづくり」の先進地として、織物や金属加工など匠の技を見直し、あらたな産業創造の芽を育てるため、人材育成、経営、起業支援対策の充実を図るとともに、他産業との連携・交流の機会づくりに努めます。

### 2 各産業の連携の強化（四位一体型）

農工商観の四位一体をめざして、農林水産業、商工業との連携、人材交流をはじめ、調査研究や産業イベントの推進商品・ブランド開発、販売戦力など、さまざまな事業推進を効率的に推進します。

### 3 工業団地の造成と積極的な企業誘致

市域適地において、あらたな工業団地の造成と積極的な企業誘致に取り組むことで、若者定住を促進し、新規雇用の創出を図ります。

### 4 産・学・官による研究・開発体制の確立

企業経営、技術革新をはじめとし人材育成を視野に入れ、大学等との連携による技術研究・技術開発体制の確立を図ります。また、都市部の企業との技術研究・提携を進め付加価値の高い製品開発の支援体制の強化を図ります。

## 5 商店街の再生

商業サービスの核となる中心市街地の整備を推進するとともに、消費者及び商業者にとって利便性の高い、魅力ある商店街の再整備を推進します。

また、空き商店・店舗の効率的な活用を図るための制度の充実に努めるとともに、空き店舗活用、若者や高齢者が気軽に立ち寄れる商店街づくりをめざします。

## 6 地元商業の振興と商業者への支援

市民や観光客にとって魅力ある商店街づくりを担う商工団体や商業者に対して、経営改善や再開発による新規事業展開などへの支援体制の強化に努めます。

## 7 丹後ちりめんの振興

丹後ちりめんを中心とする織物業の新しい振興策として、海外の布地メーカーとの提携を視野に入れた取り組みを推進し、伝統産業の新たな可能性を求めます。

## 8 Buy 地元（地産地消）の推進

市民誰もが「Buy 地元」（地産地消）の意識を高め、農産物や水産物などの地元産品を、農業、水産業と商業、観光業との連携による生産・販売・流通システムの確立に努めます。

## 主要な事業

- 丹後企業育成機構（仮称）設置事業
- 起業支援事業
- 工業団地造成事業
- 産学連携支援センター（仮称）設置事業
- 中心市街地活性化事業
- 商工会支援事業
- 丹後ちりめん振興事業

## 5 観光の振興

### 現状と課題

観光については、年間約 200 万人の入込客がありますが、余暇活動の多様化が進み、近年は伸び率が鈍化し、観光消費額も減少傾向を示しています。しかしながら、観光客 1 人当りの消費額を見ると本市は京都府内市部平均を大きく上回っています。

近年では観光のスタイルも変わり、グループや家族でその土地の自然や歴史、文化、人情に触れることで、心を癒し安らぐ参加体験型のツーリズム志向（グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、タウンツーリズム、エコツーリズム）に変化してきています。

あわせて、近年は健康志向が高まっていることから、薬草を利用して、自然環境や温泉とのイメージづくりを定着させ、積極的に活用していく必要があります。

このような状況から、今後は市域全体の観光資源の見直しや、あらたに本市の観光資源として機能別の整理を行ない、魅力ある京丹後観光ネットワークの構築や四季を通じた集客のための拠点施設の整備をはじめ、PR 展開、受け入れ態勢の確立が必要です。

観光は、本来その地域の文化に触れることで精神的満足を得るものであり、より質の高い観光地を形成していく上で、地域の産業、文化（農林、漁業、織物、商業等）を観光客が実感として楽しむことができるような資源の掘り出しと受け入れ態勢の整備が必要です。

さらに、地域内交通手段としての公共交通の利便性や宿泊施設などの観光客の受け入れ態勢が不十分な状況です。これまでの観光資源とともに、地域の文化を活かしたあらたな観光資源の掘り起こしとともに、多くの人びとが本市を訪れる機会づくりが必要です。

### めざす目標

#### 観光振興

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
観光入り込み客数	200万人 (H16)	500万人 (H26)

## 施策方針

### 1 観光資源の保全と資源の発掘

美しい海岸や、河川、森林等のかけがえのない豊かな自然環境の保全対策とともに観光資源としての環境整備に努めます。また、農林・商工・漁業等の中から観光資源の発掘に努め、その活用を図ります。

### 2 歴史文化の保全と活用

丹後王国の歴史をはじめ多くの伝説や物語など、地域に伝わる歴史の魅力の活用を図るために、歴史文化の保全と周辺環境整備に努めます。

### 3 観光資源のネットワーク

自然、歴史文化、産業文化等の分散する観光資源の体系化を図ることによって、あらたな地域性と独自性を創造しながら観光資源としてネットワーク化を図り、魅力ある観光振興を図ります。

### 4 四季型滞在観光の推進

四季型観光地をめざすために、あらたな拠点整備やイベント開催などの受入れ態勢の整備に努めます。

また、滞在型観光振興を図るための宿泊施設等の整備に努めるとともに、積極的な取り組みを進める観光関連事業者との連携と事業支援の充実に努めます。

### 5 薬草を活かし、健康志向に対応した観光の推進

自然環境や温泉のまちのイメージをさらに高めるために、薬草を活用して温泉に新しい付加価値を設けるなど、健康志向に対応したあらたなイメージづくりに努めます。

### 6 環境先進地としてのエコツーリズムの推進

鳴き砂やブナ林などの豊かな自然環境に加えて、風力・太陽光・バイオマス発電の新エネルギー利用の先進地として、環境学習と観光をリンクさせたエコツーリズムを推進します。

### 7 情報発信の強化

丹後王国の歴史やちりめんなど、独自性のある本市の地域文化の魅力を高めるためのイメージづくりなどに取り組むとともに、多様なメディアを活用した効率的で魅力ある京丹後市観光の情報発信に努めます。

### 8 交流の機会づくり

魅力あるイベント・行事の開催や多様なコンベンションの招致、環境学習を軸とした交流や修学旅行等の受け入れなど、交流の場づくりに努めます。

## 主要な事業

- 観光関連施設整備事業
- 海浜海岸観光環境整備事業
- 観光サイン等整備事業
- 観光振興体制整備事業
- 体験交流施設整備事業
- 農村交流施設ネットワーク事業（再掲）
- 温泉療養・保養ネットワーク形成事業
- 薬草活用支援事業
- 丹後情報発信強化事業
- 環境学習交流事業
- コンベンション招致事業
- 歴史文化遺産の保全と活用

## 6 京丹後ブランドの販売戦略

### 現状と課題

本市は、美しい海、緑豊かな山々に抱かれた自然環境や丹後王国をはじめとした固有の歴史・文化が大きな特色となっています。また、「間人ガニ」に代表される豊富な海の幸や、豊かな自然がもたらす山の幸にも恵まれているほか、日本一の技術で織られる「丹後ちりめん」は、全国に通用するブランドとして特に有名です。これら特産品の魅力をさらに発展させていくほか、海山の幸を中心に新しい京丹後ブランドの商品開発や販路開拓を進める必要があります。

また、風光明媚な丹後半島の海岸線とともに、多くの温泉など観光資源もあります。いままでは、これら個々の魅力を旧町の枠内で発信するにとどまっていたましたが、合併により京丹後市として一つにまとまったことで、全国に情報を発信できるようになりました。

情報発信の方法としては、インターネットにとどまらず巨大マーケットである首都圏や関西圏が対象となることから、都市部におけるニーズ調査を行いながら、情報発信等の販売戦略を進めていく必要があります。

### めざす目標

#### 販売促進

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
イベント・物産展数	15件 (H16)	20件 (H26)

( 丹後地域地場産業振興センターによる全国の物産展への参加件数 )

## 施策方針

### 1 京丹後ものづくり支援

丹後ちりめんをはじめ、地域の伝統技術の継承と学習機会の充実に努め、新たなものづくりの機運を高めるための支援体制の充実に努めます。

### 2 京丹後ブランドビジネス支援

農林・水産業、商工業、観光業の各産業の連携を図り、オンリーワンの京丹後ブランドを育てるビジネスを支援します。そのため産・学・官連携によって経営、金融、人材、技術などの提供を行なう支援体制を検討します。

### 3 丹後の魅力発信拠点整備

丹後の観光・農林水産物・地場産品・歴史文化・ものづくりなどの魅力や情報の積極的な発信と都市との交流の推進を図るため、首都圏や京阪神に「丹後の魅力発信拠点施設」の整備を検討します。

### 4 京丹後ブランドの情報発信

既存のメディアとともに、インターネット等を活用した京丹後ブランドの情報発信に努めます。

### 5 販売促進イベントの支援

京丹後ブランドの販売促進をめざした、物産販売イベント等の開催への支援に努めます。

## 主要な事業

ものづくりに関する学習・研修機会の充実事業

京丹後ブランドビジネス支援事業

魅力発信拠点整備事業

京丹後ブランドPR事業

特産品販売促進支援事業



# 1 自然環境の保全と創造

## 現状と課題

本市は、日本海に面する白砂青松とリアス式の海岸、緑豊かな山々の森林、日本海に注ぐ竹野川などの美しい自然環境が形成されています。

しかし、近年のライフスタイルや産業構造の変化などによって、森林の荒廃とともに遊休農地の増加により里山・谷地田などの良好な自然環境が損なわれつつあります。

平成 17 年 2 月の京都議定書の発効により、地球温暖化に対して我が国は温室効果ガスの大量排出国のひとつとして、温室効果ガスの削減に向けた責任を果たさなければなりません。

このため、本市においても良好なふるさとの自然環境の保全と創造とともに自然資本の再生と地球温暖化防止に向けて取り組みを進めていく必要があります。

## めざす目標

クリーン作戦を実施します。

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
京丹後市一斉クリーン作戦の実施	年間 0 回 H17	年間 2 回 (H26)
京丹後市美しいふるさとづくり条例による重点区域の指定	4箇所 H17	10箇所 (H26)

## 施策方針

### 1 豊かな自然環境の継承

海岸、森林、河川等の自然環境の保全対策を持続的に行うための市民協働による自然環境の保全と管理のシステムを検討するとともに、里山・谷地田の整備と遊休農地の有効活用、農地・農業用施設等の持続的な資源保全、森林における松食い虫被害対策や針葉樹、広葉樹の造林等の施策を計画的に推進します。

また、自然環境の保全意識の高揚を図るため、学校教育をはじめ、生涯学習などの学習機会において、ふるさとの自然に触れ、自然から学ぶことによって、自然環境の保全意識が育めるよう自然環境に対する学習と啓発の推進に努めます。

さらに、美しいふるさとづくり条例による特別保護区域・重点区域の指定を検討し、ふるさとの良好な自然環境の保全を推進します。

## 2 地球温暖化防止対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」及び「地球温暖化対策地域推進計画」を作成し、市民、事業者、行政の協働と協調により、それぞれの立場で温室効果ガスの排出抑制を推進します。

また、市民一人ひとりの地球温暖化防止への意識の高揚を図るために、情報提供を積極的に行い、生涯学習などを通じた啓発の推進とともに、地球温暖化対策地域協議会「京丹後エコファミリー」の活動や地元企業や事業所が取り組む温暖化防止対策への支援体制の充実に努めます。

## 3 自然環境に配慮した公共事業の実施

京都府「環の公共事業行動計画」に沿って、市が実施する公共事業等において環境負荷、再生に対する指針の策定を検討し、自然環境への負荷の削減（環境にやさしい）、失われた自然環境の再生（環境をつくる）、循環型社会の基盤づくり（循環を支える）を進めます。

また、公共事業を評価する仕組みづくりの中に環境の視点を加え、たとえ経済効果が高くても自然環境にとって著しいマイナス要素がある場合は事業を見直します。

## 主要な事業

環境基本計画の策定

環境学習の推進

地球温暖化対策実行計画の策定

地球温暖化対策地域推進計画の策定

土地改良施設維持管理適正化事業

小規模土地改良事業への支援(原材料至急、機械借上)

桜で飾ろう王国の道(あじわいの郷)の推進

地域環境保全基金の運用益の活用

農村環境計画策定事業(再掲)

## 2 新しいエネルギーの導入と活用

### 現状と課題

地球温暖化防止対策の中で化石燃料にかわるエネルギー研究が世界各国で取り組まれています。本市では、京都府と5つの企業と共同し、太陽光発電、風力発電及びバイオガス発電の組み合わせにより、将来の「地域の分散型エネルギー活用のシステム」を実証研究する、京都エコエネルギープロジェクトをNEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)から受託して、世界でも稀なマイクログリッドの実証研究を行っています。

実証研究期間中には、バイオガス発電施設の事業継続性や新エネルギーの普及促進、循環型の地域社会づくりに向けた環境教育・環境学習の促進とともに観光資源としての活用等が考えられていますが、地域全体の活性化方策について、より十分な検討が必要です。

本市は市民レベルの新エネルギー導入の一環として地球温暖化対策地域協議会「京丹後エコファミリー」を設立し小型風力発電施設の普及を推進していますが、風力発電は風況に左右されることから建設コストや立地条件などさまざまな課題があります。

また、農林業の分野でバイオマスによる新エネルギー活用については、新たに京都府の「バイオマス総合活用マスタープラン」に基づき、市域内のバイオマス資源の発生量や地域特性に応じた新しい技術導入や、その活用方法を検討していく必要があります。

### めざす目標

新エネルギーの導入を促進します。

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
風力による発電量	0 kwh H17	46,424 kwh (H26)
太陽光による発電量	0 kwh H17	95,000 kwh (H26)
バイオガスによる発電量	0 kwh H17	3,663,000 kwh (H26)

京都エコエネルギープロジェクト発電施設の発電量の年間想定発電量(一般家庭の新エネルギー発電量は含まれていません)

需要施設：弥栄市民局、弥栄地域公民館、弥栄病院、風の学校、弥栄地内市営住宅(42戸)溝谷・吉野集落排水処理施設、丹後あじわいの郷(一部)

新エネルギー：自然の力を利用したり、これまで使われずに捨てていたエネルギーを有効利用する、地球にやさしいエネルギーのこと。新エネルギーの導入によって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減され、二酸化炭素の排出量を減らすことができるなどのメリットがある。太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギー、燃料電池などをはじめ、さまざまな分野での技術開発が進んでいる。

## 施策方針

### 1 新エネルギー等の導入検討

京都エコエネルギープロジェクトの発電データを活用し、公共施設への新エネルギー発電設備の設置を検討します。

バイオガス発電施設の利活用について、原材料である食品残さの確保、発酵処理後の残さの使い道などの課題を克服するため、関係機関との協議を進め、施設の継続運営を検討します。

地球温暖化対策地域協議会「京丹後エコファミリー」を中心に、小型風力発電施設に加えて太陽光発電・太陽熱など各種新エネルギーの導入に向けた検討を行います。

### 2 新エネルギー等の普及・活用

京都エコエネルギープロジェクトの成果を踏まえ、新エネルギーの普及促進や循環型の地域社会づくりを推進するため、地域全体の活性化方策とも整合を図り、施設を環境教育・環境学習の促進、観光資源として活用するとともに、市民へ新エネルギーの啓蒙・啓発に努めます。

地球温暖化対策地域協議会「京丹後エコファミリー」の活動を市域全域に広げ、継続的な環境学習や新エネルギーの導入研修の支援に努めます。

また、市内の機械金属技術を活かして、新エネルギー機器や施設の研究・起業化の可能性等を検討するなど新エネルギーの産業振興に努めます。

## 主要な事業

地域新エネルギービジョン策定事業

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業

## 3 ごみ・廃棄物対策

### 現状と課題

一般廃棄物については、豊かな消費社会の進展にともなって、家庭から排出されるごみの増加とごみの種類の多様化が進んでいます。

本市では、現在「峰山クリーンセンター」にて廃棄物の焼却処理及び資源ごみの分別収集・処理を行っていますが、本施設については平成29年3月までの運転期間となっており、京都府ごみ処理広域化計画による宮津以北の2市4町を1ブロックとした新たな広域化計画を策定する必要があります。

産業廃棄物については、コストの削減のために不法投棄などの不適切な処理が増加傾向にあり、自然環境への影響が懸念されています。

一方、し尿処理については3施設で収集、処理をしていますが、各施設の老朽化や下水道の加入率増加に伴う汚泥の増大などにより、施設整備等の対応が課題となっています。

### めざす目標

ごみの減量化をめざします。

指標名	現状（年度）	目標（年度）
ごみの減量化（1人/日当たり）	1,043グラム（H15）	1,000グラム以下（H26）

H15年度一般廃棄物処理実態調査参考

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ（H14年度の全国平均1,111グラム）

### 施策方針

#### 1 ごみ処理・リサイクル体制の整備

京都府ごみ処理広域化計画を基本に、京都府、関係市町と協議調整する中で2市4町を対象とした広域ごみ処理施設「ごみ処理・リサイクルプラザ」の新設に向け建設計画を策定し、ごみ処理及びリサイクル体制の確立に努めます。

#### 2 ごみ減量化活動の促進

市民環境団体等のごみ減量化の取り組み活動を積極的に支援するとともに、ごみ減量化に対する市民意識の向上と啓発に努めます。

#### 3 不燃ごみ対策の推進

最終処分場の延命化を図るため、徹底した分別収集によってリサイクルの推進を図り、埋立ごみの減量化を推進します。

#### 4 不法投棄対策の推進

京都府における不法投棄特別対策と連動し、不法投棄撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、違法行為の情報収集・分析、監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強め、不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立をめざします。

#### 5 し尿、汚泥対策の推進

し尿、浄化槽汚泥の処理については、適正な処理を推進します。また、竹野川衛生センターで焼却処理をしている市全域の公共下水等汚泥についても、今後の汚泥発生予測を考慮しつつ必要な処理施設の整備をするなど適切な対応を図ります。

### 主要な事業

ごみ処理・リサイクルプラザ建設計画の策定

し尿処理施設整備事業

ごみ減量化推進事業

不法投棄の撲滅に係る各種団体との連携

## 4 循環型社会の構築

### 現状と課題

現在の廃棄物処理においては、廃棄物の量的な増大や質的な多様化に伴う深刻な問題が多く、環境への負担を低減させることが求められています。これは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルが背景となっています。

このような状況から、ごみの減量化と資源の循環をめざすリジェクト(断る)、リデュース(減らす)、リユース(再利用する)、リサイクル(再資源化する)の「環境4R」の理念にもとづいて市民、事業者、環境NPO、行政が連携して、おのおのがそれぞれの役割を担い、できる限り廃棄物の排出を抑制し安全で安定した廃棄物処理体制の確立が必要です。

### めざす目標

循環型社会をめざします。

指標名	現状(年度)	目標(年度)
リサイクル率	21.0%(H15)	23.0%(H26)
環境NPOの育成	3団体(H17)	5団体(H26)

H15年度一般廃棄物処理実態調査参考

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ(H14年度の全国平均15.9%)

$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

### 施策方針

#### 1 循環型社会環境の整備

資源循環型社会形成推進基本法に基づき、生産者、消費者、行政が連携し、容器包装、家電、食品等のリサイクルの効率化のため、その普及・啓発活動に努めます。

#### 2 循環型産業の育成

本市では、工場内の排出物の完全利用をめざし、資源が循環する産業の育成に努めます。そのために、新エネルギーの導入といった事業者に対する支援を検討するなど、資源循環型産業の仕組みづくりを進めます。

主要な事業

環境保全型農業実証普及プロジェクト事業

循環型社会の普及、啓発

資源循環型産業の育成



# 1 健康づくりの推進

## 現状と課題

生涯健康でありたいということはすべての市民に共通の願いであり、一人ひとりが健康づくりに向けて努力し、地域や社会全体がその取り組みを支える環境づくりを行うことは個人にとっても社会にとっても大きな意義があります。こうした考えは昭和61年にWHO（世界保健機関）によって「ヘルスプロモーション」という概念として提唱され、わが国においては平成12年にヘルスプロモーションに基づいた「健康日本21」（21世紀における国民健康づくり運動）が策定されました。さらに平成14年には「健康増進法」が公布され、わが国の健康づくりの機運は一層強まっています。また、さまざまな健康商品に関する情報やマスコミ、書籍等の影響によって人々の健康に関する意識はますます高まっています。

しかし、一方では環境の変化などが原因とみられるアレルギー性疾患や、偏った食生活、運動不足、喫煙などによる生活習慣病、ストレスが原因の疾病が増加し、しかも低年齢化傾向をたどっています。また、身体的疾患のほかに心の病や精神的疾患も増加しつつあります。

こうした傾向は本市でも同様となっており、10年前と比較すると、男女とも脳血管疾患による死亡者は減少しているものの、明らかに悪性新生物や心疾患が増加しています。特に、女性の増加が著しく、また部位別では女性の肝がん及び男性の肺がんの増加率が高く、このため一次予防に重点を置いた成人病及びそこから発展する寝たきりへの予防対策を強化する必要があります。

本市では旧町単位の保健センターがあり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援する拠点となって、保健師、栄養士等が中心となった各種保健事業や健康応援団事業を行っています。また小中学校においては学校保健によって児童生徒の健康の維持増進を図っています。

今後は、市民一人ひとりや家庭の単位での健康づくり、生活習慣の改善や疾病予防、寝たきり・認知症予防について意識の向上を図り、医療機関とも連携した市民の健康づくりの機運を高める必要があります。また、そのための支援として基本健康診査・各種検診や予防接種及び健康教室や健康相談を一層充実させる必要があります。

さらに、従来の保健事業ではカバーされない思春期の児童に対する性教育や薬物、喫煙等に関する指導を進めなくてはなりません。

## めざす目標

### 健康な市民を増やします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
う歯(むし歯)のない3歳児の割合	58g (H16)	70g (H26)
基本健康診査の受診率	42% (H16)	60% (H26)
胃がん検診の受診率	22% (H16)	30% (H26)
乳がん検診の受診率	17% (H16)	30% (H26)
子宮がん検診の受診率	15% (H16)	30% (H26)
大腸がん検診の受診率	26% (H16)	40% (H26)

## 施策方針

### 1 市民主体の健康21の推進

本市における健康づくり運動の指針となる「健康増進計画」を策定します。

また、健康や疾病予防の知識を子どものうちから身につけ、専門家からの指導や講習を受ける機会や市民同士で語り合う機会を充実します。家庭においては、家族みんなが生活リズムや食生活、運動などの基本となる正しい生活習慣を行えるよう、健康教室等を通じた学習機会や啓発及び個別指導を充実します。

さらに、市民が組織や団体、グループの単位で自主的かつ積極的に健康づくりのためのさまざまな運動や活動を展開できるよう、リーダーの育成、講習機会の充実や施設面での支援、保健師の派遣などを行います。

### 2 予防のための医師の確保

乳幼児健診や予防接種における医療機関との連携を強化し、小児科医師などの専門医の確保を図ります。

また、法定の予防接種について集団接種を見直し、体調のよい時期や都合のよい日時にかかりつけの医療機関で安心して受けられる個別接種へ移行するよう検討します。

### 3 健康づくり支援の充実

妊婦健診、乳幼児健診、基本健康診査、各種検診の受診率向上を図るとともに、勤労者が検診を受けやすい環境づくりに努めます。また、これらの健診等について設備の更新や内容の充実、受診しやすい条件整備などに努めます。さらに、健康応援団事業としてフォローが必要な市民のためのきめ細かな観察や個別の指導を強化するとともに、医療機関との一層の連携に努めます。

学校においては、従来の健康診査等の充実とともに、家庭と連携し良好な生活習慣のための指導や食育、性教育を推進します。また学校と地域の連携によって薬物の使用や喫煙、飲酒に対して教育・

指導に努めます。

さらに子どもから高齢者までを対象に心のケアに留意した保健サービスを進め、そのため府、専門医療機関、スクールカウンセラー等との連携を図ります。

## 主要な事業

健康増進計画策定事業

総合検診事業

予防接種事業

健康運動講座事業

総合保健福祉センター整備事業

## 2 医療保険制度の充実

### 現状と課題

本市が関連する医療保険制度として、国民健康保険事業と老人保健事業があり、市民の加入（適用）状況は国保被保険者 46.9%、老健該当者 17.5%で全国平均より共に高くなっています。

国民健康保険事業は、被用者保険の対象とならない自営業者や年金受給者の健康を守る地域医療保険として貢献してきましたが、国保加入者の高齢化・疾病構造の変化・医療技術の高度化などによって医療費は増加傾向にある上、不況による低所得者の増加等で税収が伸び悩み、厳しい運営を余儀なくされています。

75 歳以上の高齢者等を対象とする老人保健事業も高齢化の進行によって医療費全体に占める割合が増加しており、国においても制度の長期的安定に向けた制度改革を進めています。

これらの医療保険制度の長期的安定運営を図るため、本市においても医療費の適正化、保険料の適正賦課、収納率の向上、保健事業の充実等による健康増進を取り組むとともに、制度の安定化を国・府へ要望していく必要があります。

また、本市の福祉医療制度における対象者は、乳幼児、児童、母子・父子家庭、障害者、高齢者で、20.1%の該当者がいます。福祉医療費は年々増加傾向にあり、今後も、医療ニーズが増加し、高齢者が増加することが予想されることなどから、福祉医療制度においても適正な運用のあり方を検討していく必要があります。

### めざす目標

#### 医療保険制度の健全運営

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
ひとり当たりの医療費適正化効果額	1,500円 (H16)	2,000円 (H26)

\*医療費適正化効果額 資格点検、第三者求償事務などレセプト点検等による財政効果額

### 施策方針

#### 1 国民健康保険と老人保健の充実

国民健康保険事業と老人保健事業の安定した運営を図るため、加入者に対して事業、制度や運営に関する啓発を進め、国保税の収納率向上に努めるとともに、適用の適正化を図ります。

レセプト：健康保険組合などに対し医療機関が請求する診療報酬の明細書。

また、特別調整交付金の確保を図るとともに、国や府に各制度の改善の要望を行います。  
医療費抑制に向けた取り組みとして、老人保健事業による健診等やその他の保健事業などにより、市民の健康増進を図ります。

## 2 福祉医療制度の充実

子育て家庭、障害者、高齢者の医療ニーズに応えるため、今後も福祉医療制度の充実を図るとともに、制度を長期的に持続可能なものとして運用するため、自己負担割合や所得に応じた対象者の見直しなどを検討していきます。

### 主要な事業

- 社会的弱者への福祉医療制度の拡充
- 国保被保険者を対象とした各種保健事業の実施

### 3 医療体制の充実

#### 現状と課題

現在、本市には医療機関として公立病院2施設、公立診療所5施設、民間病院2施設、民間一般診療所16施設があるほか、歯科診療が公立・民間病院で各1カ所と17歯科診療所があります。公立・民間4病院と診療所を合わせた市内の病床数は756床となっています。

しかし、これらの医療施設数及びベッド数は、高齢化による医療ニーズの増加する中、医科・歯科ともに全国や京都府平均水準を下回っている上、地域によっては身近な医療機関の不足や公共交通機関の不便さなど、本市の医療体制は大きな課題を抱えています。

また、市内には高度専門診療科や精神科がないことや、医師をはじめとした医療従事者の確保が非常に困難なことなど、長期的な視点に基づいた対策も必要となっています。

こうした医療課題の対応には、急性期医療対策だけでなく、保健サービスによる疾病予防・介護予防の取り組みをはじめ、リハビリテーション、在宅医療、福祉・介護サービスなどを包括し、社会面、経済面、心理面など人をとりまく環境を把握しながらケアする地域包括医療を市民の身近な生活圏域において推進することが重要です。そのためには、地域包括医療の拠点施設の確保や情報ネットワーク基盤の整備が求められます。

また、地域包括医療とも関連し、現在国や府が中心となって、へき地保健医療対策が進められていますが、本市も国や府に協力を図り、医療拠点や医療従事者の確保、緊急医療の充実、新たなへき地保健医療情報システムの導入を進める必要があります。

さらに、災害時における医療体制については、大規模な災害の発生を想定し、市内の医療機関と行政、消防組織との連携によって迅速な医療救助活動が可能な体制整備と医薬品等の備蓄や医療機器等の整備を図ることが必要です。

休日・時間外も含めた救急医療体制については、各医療機関の連携によって広い市域に対応した休日急患診療当番体制や初期救急体制がとられていますが、高齢化が進む中、救急搬送件数は増加傾向にあり、加えて小児の急病や精神疾患の救急に十分対応できる医療機関がないことなどからも、2次医療圏域（丹後・与謝）にまたがる広域的な高度救急医療の体制整備が必要となっています。

これらを踏まえ、将来に亘たる市民生活を安心・安全なものとするために、公立の医療機関と民間の医療機関の連携はもとより、行政、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防等の関係機関と密接な地域連携を図り、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制を確立する必要があります。

2次医療圏域：医療法に基づき、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域単位として設定されるもの。京都府では保健医療計画において6つの圏域が設定され、圏域内各地点から該当する医療機関まで、所要時間がおおむね1時間程度の範囲であることなどを考慮の上定められている。

## めざす目標

地域包括医療を進めます

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
除細動器 (AED) の設置数 (市施設)	0カ所 (H16)	80台 (H26)

## 施策方針

### 1 地域包括医療の推進

地域包括医療を展開するため、民間の医療機関をはじめ、関係機関や団体との密接な連携を図り、保健・医療・福祉のサービスを一体的に市民に提供することをめざした体制整備やシステムの構築を進めます。また全体を統括する実施主体と拠点施設の確保を進めます。

### 2 医療機関の充実と連携

各病院機能の充実とともに、周辺地域の診療所とのネットワークによって、診療科の充実や高度医療への対応、へき地医療の充実、無医地区巡回診療など、市内における格差がない安心の医療体制を築きます。また情報通信技術を活用するなど在宅医療の強化を図ります。

さらに、夜間診療や休日診療の充実をめざします。

### 3 医療における防災体制の充実

大規模な災害発生時に、医療施設が医療救護活動等の拠点となるよう、体制を整備するとともに、薬剤や医療器具等の備蓄に努めます。

## 主要な事業

- 地域包括医療体制強化事業
- 救急・休日医療体制確保事業
- 市内医療機関の連携強化
- 在宅医療の充実

## 4 地域福祉の推進

### 現状と課題

本格的な少子高齢化社会が到来し、都市化や核家族化が進む現在、地域内のつながりが希薄化しつつあります。また、支援や介護が必要な高齢者や障害者も増加傾向にあり、一方で仕事、子育てや介護によって深刻な悩みやストレスを持つ人々も増え、福祉サービスや生活支援に関するニーズはますます増加、多様化しています。

こうした中、国においては将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応し、社会福祉の構造改革が行われました。その基本となるのは、地域のなかで個人が自立しながら同じ地域の住民に対して思いやりを持ち、お互いに支えあい、助けあいながらともに生きる社会づくりが必要といった考えです。

本市においても、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、こうした国の基本的考え方を踏襲しつつ、地域特性に応じた相互扶助の地域づくりや地域福祉活動を市民主体で進めることが重要です。

そのため、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO などの活動を重視し、多くの市民が身近な地域活動やボランティア活動に参画できる地域福祉を進める必要があります。

### めざす目標

#### 地域福祉活動を推進します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
地域福祉を担うボランティアの人数	2,700人 (H16)	3,500人 (H26)

### 施策方針

#### 1 福祉ボランティアの育成・支援

ボランティア活動の推進のため、社会福祉協議会との協力により、地域の中で活動、体験できる場の提供に努めます。

また、子ども世代から福祉に対する意識を高揚するため、学校教育や社会教育におけるボランティア体験学習の充実に努めます。

NPO：政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織・団体。市民活動法人。



## 2 地域福祉団体のネットワーク

子育て家庭、障害者、要援護高齢者など、支援を必要とする対象者が地域で多様な支援を受けられるよう地域福祉団体相互の連携とネットワークづくりを積極的に支援します。

また、さまざまな活動の情報提供を行い、需要と供給を調整する機能を持つネットワークの拠点を整備します。

## 3 利用しやすい福祉サービスの環境整備

誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、可能な限り社会参加を果たせるよう、見守りや生活面での支援、介護サービス等が常に身近にある環境をめざし、民間活力を導入しながら在宅サービスと施設サービスの連携を図り総合的にサービスが提供できる体制を確保します。

福祉事務所においては、広範な本市域において身近な安心が得られるよう、支援が必要な市民の情報の収集を行い、医療・保健・福祉の連携による適切な支援を図ります。またライフステージや状況に応じた相談・指導の充実を図ります。

さらに、支援の対象者を適切なサービスへ結びつけるため、多様なサービスの連携を図り、総合的な地域ケア体制を充実するとともに、より効果的な福祉サービスの提供に努めます。

## 4 地域で支え合う福祉の環境づくり

思いやりと福祉の心を育て、誰もがお互いに理解し合える地域社会をめざし、市民相互の結びつきの意識を高めるとともに、福祉意識の醸成を図り、地域住民が福祉の担い手として地域を支えていく主体的な地域づくりを進めます。

また、誰もが地域社会の一員としてあらゆる活動に参加できる機会が保障されるように、障害の有無や世代を超えてふれあい、ともに理解を深められる交流機会を増やしていくよう努めます。

地域で自立し安心できる暮らしを構築していくため、様々な福祉サービスと融合する地域資源を活用した施策を取り入れていきます。

### 主要な事業

地域福祉計画の策定

パートナーシップセンターの設立

## 5 障害者福祉の充実

### 現状と課題

本市の障害者数は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（通院医療費助成受給者含む）及び難病患者を合わせて4,376人となっています。

障害者は、ライフステージや障害区分、障害特性やその人の置かれている社会環境によってニーズが多様となっており、さまざまな支援は障害者一人ひとりのニーズに応じてきめ細かに提供される必要があります。特にサービスに関する適切な情報提供や身近な相談窓口、身近な地域で安心して暮らすことができるための生活保障や生活支援サービスは不可欠であり、今後一層の充実が必要です。加えて、障害者がスポーツや文化・芸術、レクリエーション等において社会参加を果たせるため、就労及び余暇活動の環境整備が重要です。さらに、障害者が地域社会の一員として暮らすためには、市民の障害に対する理解や支援が不可欠であり、すべての市民への啓発を進める必要があります。

障害者に対する福祉サービスは支援費制度により、サービス利用者が事業者と契約し、自己選択によってサービスを利用する仕組みがほとんどですが、市域においてはニーズに十分対応できるサービス基盤が確保できていません。このため、広域的な利用の促進やマンパワーの確保、新たな施設の整備が必要となっています。

さらに、「京都府福祉のまちづくり条例」施行後、市内においては公共施設や公園、集会施設やショッピングセンター等を中心として施設のバリアフリー化は徐々に進んでいるものの、まだ十分とはいえない状況です。また道路や公共交通においても安全かつ快適に移動できるためのさらなる整備が必要です。

### めざす目標

障害者のためのケア体制と安心できるサービス体制を確立します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
障害者地域生活支援センター	0カ所 (H16)	1カ所 (H26)
専任手話通訳者の設置	0人 (H16)	1人 (H26)
ホームヘルプサービス提供事業者	6業者 (H16)	10業者 (H26)
デイサービス提供事業者	3業者 (H16)	6業者 (H26)
ショートステイサービス提供事業者	7施設 (H16)	10施設 (H26)
グループホーム	1カ所 (H16)	6カ所 (H26)
知的障害者通所授産施設	4カ所 (H16)	6カ所 (H26)
精神障害者通所授産施設	0カ所 (H16)	2ヶ所 (H26)

## 施策方針

### 1 障害者の理解と社会参加の促進

障害のある人もない人も尊重しあって共に地域で暮らせるよう、障害者に関する正しい理解と認識を促進します。そのため、市の広報誌やホームページを活用するなど広報、啓発に努めるとともに、社会福祉関係団体や関係機関に理解と協力を求めます。

また、障害があっても、自分に応じた方法で生涯を通じて自己実現を果たしたり、豊かな余暇を過ごせるよう、障害者に対応した学習やスポーツ、文化・芸術活動や交流の場の確保と、外出のための支援を進めていきます。併せてボランティアや支援組織の育成を図ります。

### 2 福祉サービスの充実

障害者へのサービス提供を包括的に取り組む「障害者生活支援センター」を整備し、ライフステージや障害の状態に応じた各種のサービスの紹介や日常生活における様々な相談、交流促進等を行います。また、適切なサービス利用のため、ケアマネジメントシステムを導入します。

さらに、障害者が住みなれた地域で自立し安心して生活できるよう、障害者や家族のニーズに対応した在宅サービス、社会復帰のための拠点や共同生活の場の確保と内容充実に努めます。

### 3 生活環境の整備充実

障害者にとって安全・安心かつ生活に支障のない環境をめざし、福祉のまちづくりの推進や、道路、交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化を進めます。障害者に配慮した情報環境を整備します。

さらに、住宅改修への支援や障害者に十分配慮した防災・防犯ネットワークの形成を進めます。

### 4 障害者雇用の促進

就労は生計の維持のみならず、生きがい対策、社会復帰対策としても重要であることから、公共職業安定所に働きかけて「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた企業への啓発と、能力や希望に応じた就労機会の開拓・あっせん及び職業訓練機会の充実促進を検討します。

一方で、福祉的就労については作業所等の強化を図るとともに、より生きがいに結びつく作業の開発を図ります。また、市において障害者関係施設への業務委託やイベント等における授産製品の活用を進めます。

### 5 スポーツ、文化等の活動の推進

スポーツや文化・芸術において障害者が参加できる機会を拡充するとともに、人材の養成、施設や設備の充実を図ります。

そのため、市内のスポーツ団体や福祉関係団体、社会教育関係機関と情報交換を行い、様々な活動の機会づくりを行います。

ケアマネジメントシステム：ケアマネジャーが、対象者に対して必要な福祉サービス計画を作成し、計画に即したサービス提供や評価、その管理などを行うこと。

## 主要な事業

精神障害者・知的障害者社会復帰施設等整備支援事業

障害者地域生活支援事業

障害者のための生涯学習推進事業

障害者地域生活支援センター事業支援

住環境のバリアフリー化促進事業

地域防災体制の充実

障害者雇用促進事業

福祉的就労促進支援事業

障害者スポーツ振興事業

## 6 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

本市の65歳以上の高齢者数は増加傾向にあり、平成17年4月現在17,570人で、高齢化率は26.8%です。また、平成12年国勢調査によると、高齢者世帯は総世帯数(20,495世帯)のうち、11,143世帯で、全世帯の54.4%を占めており、このうちの27.1%は、ひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯となっています。人口推計によれば、こうした高齢化傾向は今後も続くものと予想され、高齢社会への対応が必要となっています。

高齢者が生涯にわたって、健康で生きがいのある生活を営むためには、積極的な社会活動を促進する必要があります。高齢者の生きがいを支える場は、老人クラブや地域活動など多くあり、シルバー人材センターを通じた就労のあっせんも行っています。今後は高齢者が長い人生で培ってきた知識や経験を活かして、社会に貢献しながら自己実現を果たせるよう、就労、地域活動、生涯学習やスポーツなどの多様な活動機会を充実する必要があります。

また、市の窓口や在宅介護支援センターが、高齢者や家族の生活上の困りごとや介護に関する情報提供や相談を行っています。ライフスタイルの変化に伴って、高齢者の生活支援のニーズは今後ますます多様化することが予想されることから、相談や支援機能の質的向上を図っていく必要があります。

さらに、本市では高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防や生活支援の観点から各種の在宅福祉サービスや家族介護者支援サービスを行っています。これらについては、認知症や寝たきり予防の観点からも一層重視し、ニーズに対応した事業の充実が重要です。

介護については、介護保険制度が広く認識され、本市においてもサービス利用が拡大していますが、重度の要介護認定者を中心に依然として施設入所志向が高い状況です。今後は、在宅で暮らすことが、より可能となるよう、地域に密着したサービス基盤を充実する必要があります。

### めざす目標

#### 介護予防を進めるため地域支援事業を実施します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
地域支援事業対象者 (65歳以上人口に対する割合)	0% (H16)	6.2% (H26)

#### 住み慣れた地域での介護サービスを確保します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)

介護保険地域密着型サービス拠点数

0カ所

(H16)

20カ所

(H26)

## 施策方針

### 1 生きがい活動・社会活動の推進

高齢者が生きがいをもって生涯を送れるよう、身近な地域でレクリエーションを楽しめる場や仲間づくりの機会の拡充に努めるとともに、スポーツ・文化活動、社会奉仕活動などが活発に展開できるよう支援を図ります。

また、高齢者を対象にした学習講座などの開催とともに各種団体の育成を図り、学習活動や健康づくりの促進と機会の拡充に努めます。

さらに、高齢者の就労を通じた生きがいづくりを進めるため、シルバー人材センターの活用を図るとともに、高齢者が特技や経験を活かせるよう能力開発や多様な就労の機会づくりを促進します。

### 2 生活支援・在宅福祉対策の推進

高齢者がたとえ何らかの支援が必要になっても、介護保険給付対象サービスに限らないさまざまなサービスを適切に供給することで、可能な限り自立した生活ができるようサポートし、併せて家族の負担の軽減を図れるようサービス供給体制を整備します。そのため、各種福祉サービスや介護が必要な高齢者のための基盤の充実を図るとともに、市民が主体となった地域福祉活動を促進します。

また、行政や地域、事業者相互の協力と、医療・保健・福祉分野における地域資源の幅広い活用や有機的な連携などにより、地域ケア体制の充実・強化とサービスの質の向上を図っていきます。

さらに、在宅介護支援センターの機能や配置を見直し、地域におけるさまざまな生活支援を含む包括的・継続的なマネジメント体制を整備するため、地域包括支援センターを設置します。

### 3 社会参加を支える環境整備

高齢者等が地域社会の中で、安全で快適に社会参加を果たせる環境を整備するため、公共空間や交通機関などにおけるバリアフリー化を推進していきます。また支援が必要な高齢者の通院などに配慮した公共交通や移動手段の確保に努めます。

### 4 介護予防の推進

寝たきりや認知症の予防の観点から、高齢者の閉じこもりや転倒、骨折などを防ぐ予防事業の充実を図ります。

また、地域包括支援センターを中心として、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の現状を把握し、健康管理や介護予防のための支援に努めます。

介護保険制度の介護予防給付においては、介護予防マネジメントシステムの確立を図り、継続的・効果的な介護予防サービスの提供を図ります。

## 5 介護保険制度の充実

本人や家族のニーズに対応した施設サービスや在宅サービスの充実や質の向上を図り、総合的・継続的なサービスが提供できるようサービス基盤の整備に努めます。

特に、介護保険によるサービス提供においては、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、また増加する認知症高齢者に対応するため、グループホームや小規模のデイサービスなどを核とした多機能の介護拠点を、生活圏域ごとに適正に配置していくよう、その整備を推進します。

### 主要な事業

シルバー人材センター推進事業

C A T V利用介護・健康管理支援システム

地域支援事業

地域密着型サービス基盤整備支援事業

高齢者福祉施設整備支援事業

# 1 子育て支援

## 現状と課題

家族形態や就労形態の多様化、子どもの遊び場や身近な自然環境の減少など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。本市においては、近年、人口の高齢化とともに、少子化が急速に進んでおり、人口減少の一因にもなっていることから、今後のまちづくりにおいて子育て支援の環境整備は重要な課題です。

本市の子育て支援施設は、保育所が 29 保育所 1 分園、幼稚園が 2 園、小学生の放課後児童クラブは 5 箇所となっています。このほか私立認可保育所は 1 園、無認可では 4 力所の事業所内保育所を含めて 6 園あります。施設については、地域によって老朽化が著しい施設があることや、児童数の減少がすすんでいる施設があることから、適切な改修整備と統廃合が課題となっています。また、放課後児童クラブについては、峰山、大宮、網野、丹後、久美浜で開設しており、残る弥栄での開設が急務となっています。

子育てに関する相談や親子の交流活動拠点となる子育て支援センターについては、各町内 1 箇所の地域支援センターを開設していますが、利用希望が多く、利用が制限される状況となっているため、いつでも気軽に利用できる全市的な拠点施設の整備が必要となっています。児童虐待防止の観点からも、子育て中の親等の不安や悩みに対応できる相談体制の充実とそのネットワーク強化が必要です。

今後は、低年齢児保育や一時保育、病後児保育など、近年の児童と家庭を取り巻く環境の変化に対応した多様な保育サービスを展開するとともに、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育てと就労の両立支援を総合的に推進していく必要があります。

## めざす目標

### 多様なサービス提供をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
低年齢児保育の拡充	265名 (H16)	300名 (H26)
延長保育の拡大	30名 (H16)	170名 (H26)
放課後児童クラブの拡充	65名 (H16)	170名 (H26)

放課後児童クラブ：親が働いていて放課後の保育が十分保障されない小学校児童等を対象に、家庭に代わる保育を行う施設、事業。「学童保育」ともいう。

一時保育：保護者が冠婚葬祭や疾病、介護、緊急時などに一時的に保育所を利用できる事業。

病後児保育：保育所に通園している乳幼児が病気になった場合、その病気が治りかけているがまだ保育所へ通園できない期間、一時的にその児童を、医療施設等で預かる事業。



みんなで支え合う子育て環境をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
基幹型子育て支援センターの整備	0カ所 (H16)	1カ所 (H26)
ファミリーサポートセンターの設立	0カ所 (H16)	1カ所 (H26)

施策方針

1 子育てと仕事の両立支援

保育所については、老朽化施設の早期改修を図るとともに、各保育所において児童数が適正規模となるよう、必要に応じて統廃合を検討します。また、延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、医療施設との連携による病後児保育の実施、一時保育の充実など、多様なサービス展開を図ります。

放課後児童クラブについては、未設置地区となっている弥栄町における早期開設を図るとともに、施設整備や指導員体制の充実に努めます。

2 子どもの健やかな成長支援

幼稚園については、設備等の定期的な点検と整備充実に努め、快適で安全な教育環境の確保を図ります。

各種乳幼児健診の充実と受診率の向上に努めるとともに、疾病や発達の遅れがみられる児童等への早期対応と継続的な支援に努めます。

子育て支援については、基幹型子育て支援センターの整備を図ります。

3 地域における子育ての支援

就学前児童の保護者等を対象とした家庭児童相談室の早期開設を図るとともに、子育て支援センターを中心として、より身近な相談窓口の充実に努めます。

子育て支援センターや各種健診・教室、サークル活動などを通じた交流機会の一層充実に努めるとともに、「子育て情報誌」の発行やインターネット等を活用した情報交換の場づくりを進めます。

また、子どもを地域ぐるみで育てるという意識の醸成に努めるとともに、市民相互の子育て支援制度として、有償・登録制のファミリーサポートセンターの設立を図り、活動の普及と支援に努めます。

4 子どもの人権擁護の推進

育児の悩みなど様々な問題を相談できる窓口の充実を図るとともに、市民からの情報提供にも対応できるよう体制の充実に努めます。また、虐待の未然防止と早期対応を図るために、関係各課及び関係機関とのネットワーク強化に努めます。

児童が凶悪な犯罪等に巻き込まれることのないよう、パトロールの実施やこども110番の家事業の充実など、地域ぐるみの防犯体制整備とそのネットワーク化に努めます。

ファミリーサポートセンター：仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、育児等について助け合う会員組織。

## 5 子どもの個性・創造性を育む環境整備

本市の豊かな自然環境の中で、子どもがそれぞれの個性・創造性を育み成長できるよう、環境保全とその活用に努めるとともに、子どもの視点に立った安全なまちづくりを進めます。

各地区の児童遊園地については、遊具等設備の充実と適切な管理に努めます。

### 主要な事業

保育サービスの拡充

基幹型子育て支援センターの整備

ファミリーサポートセンターの設立

子育てネットワークの強化

保育所施設整備及び統合整備

## 2 学校教育の充実

### 現状と課題

本市には、幼稚園 2 園、小学校 31 校、中学校 9 校があり、人口の 10%、約 6,200 人の子どもが在籍しています。

本市のまちづくりは、未来を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むことから始まります。ふるさとの自然や歴史を活かした学習をはじめ地域産業やまちづくりへの参加などを通じて、「特色ある学校づくり」「地域に開かれた学校づくり」「信頼される学校づくり」を進めることを基本としています。

本市が抱える教育課題は大きく二つあり、幼児・児童・生徒の「たくましく生きる力」の育成を基本とし、基礎・基本を徹底して学力の充実・向上をめざし、一人ひとりの豊かな心をはぐくみ、個性を伸張する教育の充実を図ること、そして全国平均を上回る不登校児童・生徒の減少と解消を図ることです。

一方、児童・生徒数は人口の減少に伴って漸減しており、小・中学校の統廃合が大きな課題となっています。特に、小学校では児童数が 50 人未満の学校もあり、人口推計によると今後も児童・生徒数の減少が続く見込みです。

施設については、40 校中、築後 30 年以上経過している学校が 10 校あり、また旧耐震基準のままの学校も 17 校あるため、年次計画により耐震診断及び補強を兼ねた大規模改修が必要です。

### めざす目標

安全で快適な教育環境をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
旧耐震基準の校舎	17校 (H16)	12校 (H26)
保健室、図書室の空調化	8校 (H16)	全校 (H26)

## 施策方針

### 1 学校規模の適正化

学校規模の適正化を図るため、幼稚園、小学校、中学校の統廃合について、中長期的な展望にたった検討を進めます。このため、「学校適正配置審議会（仮称）」を設置し、適正配置計画の樹立を図ります。

スクールバスの運用については、地域における格差をなくし、すべての児童・生徒が安全に安心して通学できるよう、新たな車両導入を図るとともに、市営バスや複数地域との共用等、効率的な運用に努めます。

### 2 学校教育施設の整備・充実

老朽化の進んでいる校舎については、適切な改修に努めるとともに、耐震基準を満たさない校舎については、計画的に耐震診断を実施するとともに大規模改修を図ります。

整備にあたっては、安全性を重視した適切な整備を進めるとともに、コンピュータや視聴覚教材など時代に即した設備の充実と、積極的な活用を進めます。

さらに、校舎・校地の美化に努め、危険遊具の撤去・更新、教室照度の適正維持、保健室の空調化など快適な教育環境づくりに努めます。

### 3 学力の向上と心身の育成

創意を生かした特色ある教育課程を実施し、基礎・基本の徹底と個に応じた指導を通して、自ら学ぶ意欲、主体的に考え判断する力や豊かに表現する力を養うとともに、児童・生徒の学力状況を的確に分析・把握し学力の充実・向上をめざします。

また、これらに対応できる指導者の育成と確保をめざし、教職員の資質能力の向上に向けた各種研修を積極的に推進します。

自然とのふれあいや地域の人々との交流、実体験の豊富な教育を推進し、健康な心とからだ、豊かな感性の育成を図るため、総合的な学習の時間を有効に活用します。

また、スクールカウンセラーやスクールサポーターの配置により、相談体制の充実を図り、不登校や校内暴力等の未然防止と問題解決に努めます。また、小学校と中学校との連携を強化し、児童・生徒一人ひとりのケースに応じた継続的できめ細かな指導に努めます。

### 4 食育の推進

幼いころから正しい食習慣を身につけ、豊かな味覚と健康を育めるよう、また、地域や日本の食文化を見直し次代に継承してゆけるよう、家庭科、社会科、保健体育などの学習教材や給食において、海や山の幸を活かした地場産品や郷土料理の活用を積極的に進めます。

また、米飯給食の導入については、完全米飯化している学校と、食の多様性を残す意味からパンの日を設けている学校があることから、今後も家庭や地域の意向を取り入れながら検討を進めます。

## 5 学校、地域の安全確保

平成 17 年 7 月より開始した市民情報配信システムを活用し、希望者への不審者情報の提供を行います。

学校構内への不審者の侵入を未然に防止できるよう、通報機器や防犯用具等の設置を進め、防犯体制の強化に努めます。

児童・生徒に対しては、交通安全教室や防犯教室などの充実とともに、通学時の安全対策の取り組みとして、老人会など各種の地域団体に協力を求め全市的な安全確保に努めます。

## 6 地域に開かれた学校づくり

各学校の教育活動や学校運営について広く理解を求めるため、地域の人々に広く学校について考えってもらう機会づくりをめざします。さらに学校評議員制度 や学校外部評価などを活用して、保護者や地域住民に信頼される学校づくりに努めます。

また、社会教育や各種団体活動との相互連携を強化し、地域に開かれた学校づくりをめざします。

## 主要な事業

教育相談員、スクールカウンセラーの配置

スクールサポーター（介護職員、心の教室相談員、困難校加配など）の配置

授業実践力開発講座の開設

スクールバスの更新

耐震診断と大規模改修事業

学校整備事業

---

学校評議員制度：保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのもので、地域や社会にひらかれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら特色ある教育活動を推進できるよう、学校を支援する制度。

### 3 若者の育成

#### 現状と課題

近年の核家族化や家庭・地域における教育機能の低下など、社会環境の変化は青少年の育成に大きな影響を与えています。また、インターネット等の普及や余暇時間の増大、フリーターの増加といった若者自身のライフスタイルの変化から、世代間における価値観の違いもこれまで以上に大きくなっています。

本市における青少年健全育成の推進母体は、旧町においてそれぞれ組織された青少年健全育成会などによって、家庭教育の充実や非行防止活動、地域活動や関係機関と連携した活動の推進が展開されてきました。

今後は、各町組織をはじめとする関係機関・団体の連携強化と全市的な取り組み体制の確立が必要となっています。また、家庭・地域・学校・事業所が一体となって青少年の健全育成を図れるよう、各学区や地域における活動の拠点整備など支援体制の充実が必要です。

さらに、若者の自主的な活動への積極的な支援や、まちづくりにおいても若者が活躍できる場づくりを進める必要があります。

#### めざす目標

##### 青少年の学校外活動の充実をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
こどもの居場所づくり	6箇所 (H16) (峰山町1、丹後町1、久美浜町4)	12箇所 (H26)

##### 若い力が生きるまちづくりをめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
10代の若者のまちづくりへの参画機会	12回 (H16)	24回 (H26)

教育委員会へのボランティア・コーディネーターの設置	0人 (H16)	1人 (H26)
---------------------------	----------	----------

## 施策方針

### 1 青少年の健全育成

家庭・地域・学校・事業所が一体的となって青少年を取り巻く環境浄化に努めるとともに、相談体制の充実と指導者の養成に努めます。

自然や仲間とのふれあいを通して、自立心・自主性のあるたくましい青少年を育てるため、宿泊研修等、集団活動の機会や活動の場の充実を図ります。

親と子のふれあいを通じて互いの理解を深めるため、親子がともに参加できる体験活動等の事業開催を図ります。

### 2 まちづくりへの若者の参加促進

青少年のボランティア活動をはじめ、まちづくりへの取り組みを支援するとともに、まちづくりアンケートや意見募集など様々な機会を通じて、若者の積極的な参加を促進します。

また、若者の自主的な活動を育成するため、まちづくり・イベント・文化・スポーツなどに関する自主企画・運営に対して積極的な支援を進めるとともに、リーダー育成に努めます。

## 主要な事業

まちづくりアンケートの実施

ボランティアセンターの創設

こども体験イベントの実施

## 4 社会教育・スポーツの充実

### 現状と課題

本市では、各地域において、地域・地区公民館を中心として公共施設を利用した各種大会や催し物が盛んに行われ、スポーツ、レクリエーション活動が活発です。

旧町においては、地域文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進を図るため、それぞれ社会教育施設、社会体育施設を整備してきました。このため、重複した施設がある一方で、美術館等の文化的施設が不足しているなど、公共施設の適正配置が現在の課題となっています。また、旧町域の地区公民館の配置のばらつきや各施設における使用規定等管理体制の相違が課題となっています。

これらのうち、社会教育施設については、各図書館の情報ネットワーク化や生涯学習活動の中核となる拠点整備などによって、身近な地域でだれもがいつでも学べる環境づくりが必要です。社会体育施設については、数も多いことから、料金の統一化とともに統廃合が必要ですが、市民の理解を得ながら、計画的な施設整備を図っていく必要があります。

### めざす目標

だれもがいつでも学べる環境をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
地区公民館の適正配置(小学校区あたり)	45館 (H16)	概ね各1カ所 (H26)
中央公民館の整備	0館 (H16)	1館 (H26)
図書館情報ネットワークの確立	- (H16)	1本化 (H26)
スポーツ実施率の向上	未調査 (H16)	週1回、 50% (H26)

### 施策方針

#### 1 社会教育体制の確立

公民館については、原則として、1小学校区あたり1地区公民館という配置を実現するため、地域の方々と協議の上、超過する地域での統合化を進めます。維持管理面においては、指定管理者制度導入の検討を含め、全市的に統一性のある体制整備を図っていきます。

また、生涯学習の拠点機能整備を図るため、中央公民館の設置に向けた取り組みを進めます。



## 2 図書館ネットワークの確立

各図書館の蔵書を全市的に共有し、誰もがいつでも利用できるよう、図書館相互の情報ネットワークの整備を検討します。

児童図書や情報分野・語学学習・環境関連図書、地域の歴史文化資料など、本市のまちづくりに即した関連図書・資料の充実に努めます。また、映像や音楽、デジタル情報などの多様なメディアによる情報機能の充実に図ります。

## 3 生涯学習推進体制の整備

産業や健康分野をはじめとする各専門部局と教育委員会との連携強化に努めるとともに、生涯学習推進室の設置など、全市的な生涯学習推進体制の確立を図ることによって、より体系的で多くの市民が参加しやすい生涯学習環境づくりをめざします。

.

### 主要な事業

- 中央公民館の整備
- ニュースポーツの普及
- 文化のまちづくり事業の実施
- 運動公園等拠点施設整備事業
- 社会教育施設等整備事業

## 5 歴史文化遺産の保全と活用

### 現状と課題

かつて「丹後王国」として栄えた本市には、日本海側屈指の史跡群や貴重な出土品があります。文化財としては、国指定関連18件、府指定関連63件、市指定88件の合計169件（実件数157件）があります。

資料館は、古代の里資料館、鳴き砂文化館、郷土資料館の3館がありますが、一方で、3千箱近くにのぼる出土遺物や、民俗・歴史資料といった地域の歴史を物語る資料の保管場所については十分なスペースがないことから、旧校舎等の施設を利用している現状です。

これらの貴重な歴史文化遺産を後世に伝承し、地域の活性化などまちづくりに活かすために、学習と観光の両面から情報提供機能や拠点整備、人材育成（文化財博士）や丹後学の推進など施策展開を図っていく必要があります。文化財博士を『おらがまちづくり』や地域の文化財ガイドのスタッフとして養成していきます。

また、郷土研究会や自然保護団体等の市民活動との連携・相互ネットワークのもとに、本市の歴史文化に関する情報提供体制の充実を図っていく必要があります。

### めざす目標

#### 情報発信の力を高めます

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
丹後王国歴史文化館（仮称）の整備	0カ所 (H16)	1カ所 (H26)
文化財博士登録制度の設置・登録者数	0人 (H16)	100人 (H26)

### 施策方針

#### 1 歴史資料館のネットワーク

既存の3資料館については、地域間相互の歴史的関連性に着目して情報化を進めるとともに、それぞれの資料館の特徴化を図ることによって、学習・観光両面での機能を高めます。このため、生涯学習や観光関連部局との連携のもとに、情報ネットワークの構築をはじめ、案内資料等の統一性についても検討を進めます。

## 2 丹後王国の歴史文化の保存・発信

丹後王国の歴史文化について、市内外の人々が親しみ、また、研究を深めることができるよう、その拠点となる情報発信施設として「丹後王国歴史文化館（仮称）」の建設を図ります。

「丹後王国歴史文化館（仮称）」の整備においては、ハード・ソフト両面において市民参加の積極的な受け入れ体制づくりを進めるとともに、将来的には市外、国内外を問わず、世界に開かれた情報・研究拠点づくりをめざします。

## 3 文化財の保存と活用

出土遺物をはじめとする多数の文化財、民俗資料等の収蔵施設の整備と、計画的な収集・整理・保存を図ります。あわせて、指定史跡の発掘調査をはじめとする遺跡調査の実施に向けた取り組みを進めます。宅地造成やまちづくりにおける地域開発の推進にあたっては、無秩序な開発行為から貴重な歴史・文化財が損なわれることのないよう、指導・調査体制の充実と啓発に努めます。

本市の歴史や文化財のスペシャリストとしての「文化財博士」の登録制度を設置するとともに、広報誌「京丹後市の文化財」欄やホームページ等を活用した情報提供や郷土史研究会、自然保護団体等の市民活動との連携などを通じて、「丹後学」の研究振興と普及に努めます。

より多くの市民が本市の歴史文化に親しみ、次代へ継承してゆけるよう、丹後学の検定試験の創設や学校教育や社会教育など様々な機会を通じて文化財等の活用を進めます。

## 4 市史編さんの取り組み

『京丹後市史』を通じ、市民一人ひとりが本市を再認識し、新しいまちづくりの指針となるよう、新たに発見された資料も活用して市史を編さんし、発行します。

### 主要な事業

- 丹後王国歴史文化館（仮称）建設
- 史跡・遺跡調査及び整備事業
- 資料館等ネットワーク事業
- 文化財保存整理事業と活用
- 市史編さん事業

# 1 地域コミュニティの強化

## 現状と課題

今までの地域社会は、集落を単位として自治組織が形成され、地域共同体として自立した学習活動が行われてきました。しかし、最近では、「結いの心（地域住民が助け合う自治の心）」の希薄化により地域の連帯感が弱まり、自治意識の維持が困難な状況となっています。このため、住環境整備、防災、防犯など個人の力では解決できない問題が増えるなかで、自分達の地域は自分達で守るという意識のもとに、一人ひとりが共通する問題や身の回りの課題を見つめ直し、これを「地域全体の問題」として、地域住民が力を合わせて解決することが求められています。

地域自治組織は、そこに住む人々が誇りと連帯感を持ち、お互いを尊び合う民主的な共同体であることが不可欠の条件であり、地域住民が一体となった地域づくりをすすめることが重要です。

## めざす目標

ともに歩めるまちづくりをめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
地域まちづくり計画の策定件数	0件 (H17)	30件 (H26)

## 施策方針

### 1 地域自治活動への支援

地域住民が主体的に参加し、自らの手で地域像を創造しようとする取り組みの中から地域の連帯感が生まれ、いきいきとした地域共同体が形成されます。このため、地域の学習や話し合いによってすすめる「地域まちづくり計画」の策定を促進し、「自立・自助・互助」の精神を基本とした自発的な地域づくりを支援します。また、地域間の交流を促進し、幅広い協力や連携を支援します。

### 2 地域リーダーの育成

集落自治、防災・防犯、環境対策、福祉対策など地域の諸課題について「自ら考え、自ら行動する」意識の醸成に努め、地区公民館を単位とした活動組織を通じ多くのリーダーを育成します。

### 3 地域コミュニティとの連携・強化

コミュニティの果たす役割が今後さらに重要になることを認識するとともに、地域を支えてくれる人々とのさまざまな場面での連携強化を促進します。

#### 主要な事業

- 地域コミュニティ活性化支援事業
- コミュニティ施設整備事業
- 地域づくりリーダー養成講座の開催
- 地域まちづくり計画策定支援事業
- まちづくり顕彰制度の創設

## 2 協働のまちづくりの推進

### 現状と課題

福祉、環境、まちづくり、防災などさまざまな分野で、ボランティアやNPO（民間非営利組織）による市民活動が活発化しており、地域が抱える課題の解決にむけて、その活躍が期待されています。市民活動の主体性を尊重しながら、市民の自主的・自発的な活動がさらに活発になるように環境の整備を図っていく必要があります。

こうした中、市町村合併や地方分権の推進など、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しています。活力ある住みよいまちを築いていくためには、市民・自治組織・企業・NPO・ボランティア組織など多様な主体と行政が、対等の立場で力を合わせ、知恵を出し合い問題解決していく必要があります。行政は多様な主体をパートナーとして協働でまちづくりを推進していくことが求められています。

協働とは

さまざまな主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいいます。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善が図れます。

### めざす目標

市民活動の新たな担い手を育成します

指標名	現状（年度）	目標（年度）
NPO法人の設立件数	4 法人（H17）	30 法人（H26）

### 施策方針

#### 1 市民活動の促進

公益性のある市民活動はまちづくりの大きな力となります。支えあえるまちをつくり出していくために、市民生活のさまざまな分野において、市民の主体的なボランティア活動やNPO活動を促進します。

#### 2 広報広聴の充実

情報の提供については、協働の気運を高められるよう、幅広い年齢層にわかりやすい広報企画と伝達手段の確保に努めます。このため、広報紙やホームページの充実に努めるとともに、出前講座など行政施策や制度についての説明会を実施します。さらに、緊急時にも対応できる迅速で双方向性のある広報手段の構築を図ります。

また、地域や集落を単位とした懇談会や、グループ・個人が参画できる広聴手段の提供など、市民の「声」を聴くためのさまざまな広聴機会を設けるよう努めます。

### 3 情報公開の推進

利用しやすく、わかりやすい情報公開制度の確立に努めるとともに、市民参加を促進するための積極的な情報提供と、情報公開制度の前提となる公文書の適切な管理に努めます。また、個人情報保護制度の適切な運営を図り、市民の権利利益の保護に努めます。

### 4 組織間のネットワークの形成

地域団体・市民グループなどが相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるよう、市民・ボランティア・NPO・企業・行政との連携システムを整備し、パートナーシップを構築します。

### 5 コミュニティビジネスの育成・支援

コミュニティビジネスは、一般的に、地域住民が起業し運営・経営する事業で、利益の最大化だけを目的とせず、コミュニティの抱える課題や地域住民の意向・要望にこたえて、もの・情報・サービスや地域住民の働く機会などを継続的に提供する収益事業といわれています。指定管理者制度の活用など、公共サービスの効率化と合わせて地域コミュニティの事業活動の芽を育成するとともに、コミュニティビジネスの起業を積極的に支援します。

### 6 協働の仕組みづくり

公共サービスの様々な分野でより効果的な協働の取り組みが行えるよう、市の行政課題を検討する市民組織の設置など、協働の仕組みづくりを進めます。

また、多様なまちづくりの主体について、お互いの役割と連携のあり方を明確にする「まちづくり基本条例」の制定に取り組みます。

## 主要な事業

広報・広聴活動の充実

ホームページ上に「協働」ポータルサイトを設置

パートナーシップセンターの設立

NPO・ボランティア団体の支援

コミュニティビジネス育成支援事業

協働のまちづくり推進委員会の設立

コミュニティビジネス：営利を目的とするのではなく、地域社会と有機的に結びついて地域社会コミュニティ全体の活性化、経済的發展に役立つことを目指す活動。

指定管理者制度：公の施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの。平成15年6月に地方自治法の一部改正によって導入された制度で、従来の制度よりも管理者の権限や資格などが拡大され、民間事業者、NPO法人なども参画できるようになった。

## 3 人権の尊重

### 現状と課題

基本的人権の尊重とは、すべての人々の個人の尊厳が守られる地域社会を築くことで、市民の誰もが望み、私たちが生き生きとした社会生活を送るうえで欠くことのできないものです。

現在の社会においては、高齢者や障害者などの社会的弱者や女性、あるいは外国人に対する差別や偏見、また学校におけるいじめなど、人権にかかる問題が数多く見受けられます。さらに、近年ではインターネット等情報機器やシステムの普及により、個人情報の膨大なデータが一瞬にして流出して悪用される人権侵害が発生しています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるように整備をすすめることが必要です。

### めざす目標

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
人権学習の開催回数	5回 H16	10回 (H26)
人権学習への参加者数	450人 H16	1,000人 (H26)

### 施策方針

#### 1 人権学習の推進

平成12年に公布された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などの理念に基づいて、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において人権学習を推進します。

特に社会教育においては、日常生活の具体的な問題を掘り起こし、参加型体験学習の活動などを通して人権意識の確立を図ります。

#### 2 人権啓発の推進

基本的人権を尊重する社会を築くために、広報活動や相談体制の充実などにより人権啓発活動を推進し、関係機関などとの連携により人権擁護への対応の強化を図ります。



### 3 人権尊重の総合行政の推進

あらゆる施策について、人権尊重の視点が反映されるよう総合行政を推進するとともに、施策の点検・評価と改善の仕組みを確立します。

また、各地域コミュニティや各種団体とのネットワークの強化に努め、全市的な組織体制の確立をめざします。

#### 主要な事業

人権学習推進事業

人権擁護相談体制整備事業

人権問題に対する市民意識調査の実施

## 4 男女共同参画の推進

### 現状と課題

本市において平成 16 年度に実施した住民意識調査では、全体で 70%以上の方が「男性の方が優遇されている」と感じており、地域、職場、家庭などいろいろな分野で、意思決定の場への女性の参画は少なく、実質的な男女平等は実現できていない状況です。

また、重大な人権侵害であるDV（ドメスティックバイオレンス）など女性に対する暴力は極めて重要な問題であり、女性に対する暴力の根絶とお互いの人権が尊重され、多様な生き方が認められる社会が求められています。

女性の就業については、結婚や出産、育児などを機に一時中断されることも多く、仕事と家事、育児の両立をめざして男女が協力し、仕事と家庭のバランスが取れた生活をする事が求められます。

今後は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任と役割を担い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざしていく必要があります。

### めざす目標

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
女性相談の充実	月1回 (H17)	月2回 (H26)
男女共同参画セミナーの開催	3回 (H17)	10回 (H26)
女性団体ネットワークの確立	0団体 (H17)	20団体 (H26)
仕事・家事の合計労働時間の男女格差( )	1時間6分 (H16)	40分( ) (H26)

本市が平成 16 年 10 月に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査

職場における労働時間と、家庭における労働時間（家事従事時間）の 1 日平均を男女別に比較した結果、女性が 1 時間 6 分長く労働している結果となった。この格差を 40 分に短縮することを目標とするもの。

### 施策方針

#### 1 男女がともに参画するまちづくり

政策・方針等の意思決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等における女性の積極的な登用を図ります。

地域コミュニティ活動や農業振興・商工業振興への取り組みにおいても、男女の固定的な役割分担の見直しや共同参画を支援します。

ドメスティックバイオレンス：夫や恋人など親密な関係にある相手から振るわれる暴力。身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

さらに、男女がともに参画する社会の実現に向けて、家庭、地域、学校、企業等における啓発や学習機会の充実に努めます。

## 2 人権の尊重と、女性に対するあらゆる暴力の根絶

身体的、精神的暴力などの被害を受ける DV を未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じて DV に対する正しい認識を深めるための広報・啓発に努めるとともに、早期に被害者が相談など適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。関係機関や民間団体との連携のもとに、被害者が一時的に避難できる場所を確保するとともに、経済的な自立を図れるよう支援に努めます。

## 3 職業と家庭生活・地域社会参画の両立支援

男女がともに家庭生活と仕事、地域社会活動などを両立し、健康でゆとりのある生活を送れるよう意識啓発を進めるとともに、労働時間の短縮や育児休業など柔軟な勤務体制の普及に向けた取り組みを進めます。

また、多様なニーズに対応できる子育てや介護の支援施策を推進し、両立支援に努めるとともに、生涯学習などの様々な機会を通じて、講座や研修の充実に努めます。

## 4 職場における男女平等の促進

男女の平等な機会の確保、セクシャルハラスメントの防止、仕事と家庭生活の両立を支える条件整備などについて啓発します。

女性自身が、自覚と責任意識を持ち、自らの能力を高め、発揮できるよう、女性のための講座や研修機会づくりを進めます。

## 5 生涯を通じた女性の健康づくりの推進

女性の生涯を通じた健康維持が総合的に支援できるよう、母子保健サービスや周産期医療などの充実に努めます。

女性が妊娠や出産といった男性とは異なる健康上のライフサイクルに直面することについて、社会的な配慮が確立し、個人の自己決定が尊重される社会をめざし、学校・社会・家庭教育等あらゆる機会を通じた啓発に努めます。

## 主要な事業

男女共同参画啓発事業

相談体制整備事業

男女共同参画社会学習推進事業

---

セクシャルハラスメント：「性的いやがらせ」のことで、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流す等、相手の気持ちに反した性的な性質の言動をさす。特に雇用の場においては、その対応によって女性が労働条件に不利益を受けることなどが含まれる。

## 5 国際交流の推進

### 現状と課題

人、ものが地球的規模で活発に移動し、インターネット等の通信技術の急速な発達・普及により自由な情報交流が急速に進んでいる今日においては、国際社会の動向と市民生活や地域社会とが直接影響し合う相互依存の関係が深まっています。そうしたなか、それぞれがその個性を発信し、魅力を競い合う時代を迎えているとともに、市民一人ひとりが国際社会に参加し、国際交流・協力において重要な役割を直接担う状況となっています。

本市では、JET事業（外国青年招致事業）を中心に様々な国際交流事業に取り組んでいますが、今後は本市の地理的条件や文化特性から、環日本海を意識した交流なども進めていくことが求められています。

このため、国際的な産業交流の推進、小中学生、社会人のホームステイを伴う海外視察研修、姉妹都市の提携等を行い、広い視野と豊かな国際感覚を備えた人材の育成などに努める必要があります。

さらに、本市の魅力を積極的に世界に向け発信することにより、人・ものが活発に交流する、活力にあふれたまちづくりを進める必要があります。

### めざす目標

国際都市にふさわしい環境づくりをめざします

指標名	現状（年度）	目標（年度）
友好都市提携の締結	0都市（H17）	2都市（H26）

### 施策方針

#### 1 国際化にふさわしい環境整備

社会的・文化的な関連性の高い地域との友好都市提携を推進します。

国際化をめざして、学校教育や生涯学習など様々な場を通じて国際理解学習の機会づくりと外国語教育の充実に努めます。また、市内の案内板、各種施設、観光パンフ等に外国語を併記するなど国際化にふさわしい環境整備を進めるとともに、織物や薬草などを通じた国際交流を推進します。

## 2 国際交流支援の仕組みづくり

市民の海外視察研修や留学への支援を積極的に進めるとともに、海外からの来訪者や留学生が本市の文化に直接触れ、お互いの理解を深め合えるよう、ホームステイをはじめ、視察研修や体験機会などの受け入れ体制の確立を図ります。

### 主要な事業

- 中国や韓国などの環日本海諸国との交流促進
- 歴史・産業等の共通基盤をもとにした友好都市提携の締結
- 小・中学生の国外派遣事業の実施
- 外国語教育の推進

## 6 文化芸術活動の振興

### 現状と課題

本市では、各地域の歴史的背景により個性に満ちた地域文化が形成されており、有形・無形の文化財や民族文化など数多くの文化遺産に恵まれています。しかし、私たちの生活は、情報化や国際化が進み、より近代化・平準化するなかで、各地域固有の文化が風化し、誇りある歴史文化が忘れられようとしています。また、豊かで質の高い生活が求められている中で、市民の文化・芸術活動に対する関心は、ますます高まっています。

市内各地域においては、個人、サークル、文化団体など様々な文化・芸術活動が行われていますが、活動の成果を発表する施設や優れた文化芸術に親しむ機会が不足しています。

今後は、優れた伝承文化・伝統技能の継承や固有の歴史文化遺産の保存、コンサート、演劇公演の招致など、個性豊かな文化創造をめざし総合的な文化芸術活動の振興を図っていく必要があります。

### めざす目標

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
京丹後文化のまちづくり事業	2件 H17	10件 (H26)
文化芸術イベント数 ( )	57件 H16	100件 (H26)

京都市立丹後文化会館ホールでの文化芸術イベント開催数

### 施策方針

#### 1 文化芸術活動の支援

多様な文化活動の振興を図るため、文化協会のネットワークを活用しながら、各種文化芸術団体の育成とリーダー・指導者の掘り起こし、養成に努めます。

文化芸術活動を行うグループや団体へのより多くの市民参加を促進し、多彩な活動の交流ネットワークを広げるよう支援に努めます。

芸術家等への活動場所の提供や、大学等との連携により、すぐれた指導者の招へいを積極的に推進します。

既存の遊休施設を利用した展示施設等の開設により、市民の日頃の活動成果を発表できる機会の充

実に努めます。また、それにより市民相互の交流促進を図るとともに、質の高い芸術文化活動を情報発信することができる新たな文化芸術イベントの創造をめざします。

## 2 文化芸術鑑賞機会の充実

市が保有する歴史文化遺産の公開などをはじめ、各種文化展、展覧会、コンサート、演劇公演など高度で多彩な開催企画を積極的に誘致・推進し、多彩な文化芸術にふれる機会の充実に努めます。

## 3 文化の薫るまちづくりの推進

市民一人ひとりが地域文化を改めて見直し、その理解を深めることによって、本市の新たな文化が育まれてゆくよう、日頃から地域の文化に親しめる環境整備と学習機会づくり、情報提供の充実に努めます。また、地域の伝統芸能や伝統技術を保存・継承するため、後継者の育成・確保への支援に努めます。

### 主要な事業

京丹後文化のまちづくり事業の開催

既存文化施設の整備事業

# 1 適正な土地利用の推進

## 現状と課題

まちづくりの基盤となる土地利用については、適切な市街地の形成を図るべき都市的な土地利用と、良好な農村環境をそなえた農業的土地利用、緑豊かな森林などの自然的な土地利用が調和した適正な土地利用を推進しなければなりません。

本市の都市計画区域は峰山町全域と網野町の一部ですが、これは合併以前の旧町の都市計画を継承したもので、市街地形成を図る上でアンバランスな問題が生じています。今後、市全体として地域バランスがとれた適正な土地利用の規制・誘導を図るために、市民の意向を取り入れながら、必要最小限の都市計画区域を指定し直し、市の活性化を図るための適切な開発をコントロールしていくなど、都市計画の見直しが急務となっています。

また、森林については、これら市街地や農村地域の背景として、環境保全、土砂流出防止など多面的な機能を担っており、人工林の適切な保育を含め森林の保全が必要です。

## めざす目標

適切な市街地の形成を図ります

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
街路の整備率	28.5% (H15)	40.0% (H26)
都市公園の供用面積	16.4ha (H15)	25.0ha (H26)



## 施策方針

### 1 都市計画の推進

#### (1) 自然と調和し活力を高める都市計画の推進

自然環境と調和した活力のある都市づくりに向け、市民の意向を十分ふまえて都市計画マスタープランを策定するとともに、都市計画区域の見直しと用途地域の指定をはじめ、各種法制度の活用などによって、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

また、都市計画に関する市民の理解を深めるため、わかりやすい広報活動に努めます。

#### (2) 都市基盤の整備

合併のメリットを活かし、都市としての魅力や活力を高め、市民の生活利便性の向上を図るため、必要な都市機能の集積を図る中心市街地の整備のあり方を検討します。

また、京丹後市としての一体性を高めるため、都市計画道路をはじめとする道路網の見直しと計画的な整備を進めます。そして、自然と調和した都市型の緑地公園の計画的な整備を図ります。

### 2 農業振興地域の土地利用の推進

#### (1) 農地の保全

農業振興地域における農地については、農地の流動化促進と農作物の団地化を推進するとともに、再ほ場整備を促進し農地の多面的な機能発揮を図ります。

#### (2) 農村環境の向上

農村環境については、豊かな緑に恵まれたうまいおいのある生活環境の向上を図るとともに、農村景観、自然資源、住環境と調和した農業・農村整備を推進します。

### 3 森林の保全

森林の多面的な機能の発揮を図るため、人工林の保育施業を促進するとともに、環境保全林としての広葉樹の植林を推進します。

### 4 保全と開発の調和

恵まれた自然や豊かな農地及び歴史的景観の保全と住居や経済活動に必要な開発の調和をめざし、規制と緩和の両面から良好な土地利用を促進します。

## 主要な事業

都市計画マスタープランの策定

公園整備事業

街路整備事業

ほ場整備事業

## 2 道路ネットワークの整備

### 現状と課題

京都北部の主な広域幹線としては、京都市から丹後半島までの南北軸を形成する京都縦貫自動車道や、鳥取県から兵庫県と本市を経て京都縦貫自動車道の宮津天橋立 IC までを結ぶ鳥取豊岡宮津自動車道があります。

このうち京都縦貫自動車道の丹波綾部道路は平成 20 年代の半ば開通を目標に整備が進められており、全線開通によって京都市との時間距離が大幅に短縮されることから大きな期待が寄せられています。

鳥取豊岡宮津自動車道は、現在宮津天橋立 IC から（仮）野田川岩滝 IC の区間の整備が進められていますが、本市域では、（仮）野田川岩滝 IC から（仮）大宮森本 IC までは整備区間に格上げされ、平成 18 年度の事業化に向けて準備が進められており、京都縦貫自動車道の全線開通にあわせて開通の予定となっています。しかし、本市域に関わる（仮）大宮森本 IC から（仮）網野 IC と兵庫県境の区間も未着手のままで、早期整備が望まれます。

これらは本市と京阪神都市部の時間距離を短縮する重要な広域交通網であり、本市の経済発展や交流を促す上で、今後も早期整備を国や府に強く働きかける必要があります。

主要幹線としては国道 178 号、312 号、482 号が市内を環状に走り、これらを補完する形で主要地方道と一般府道が連絡していますが、路線によっては幅員が狭く、急カーブが多いことなどから未改良区間の解消が課題となっています。また、冬季の積雪によって深刻な渋滞が発生する路線もあり対策が必要です。

市道については、旧町間や集落間を結ぶ幹線道や通勤通学等の生活関連道路がネットワークを形成しており、今後も適切な維持・改良を計画的に進めるとともに、整備が予定されているインターチェンジへのアクセス道路など新たな路線の整備を進めていく必要があります。

さらに、これらの道路整備にあたっては安心安全で快適な道づくりをめざしていく必要があります。

一方、これらの生活に要する道路以外にも産業用の道路として農道と林道が市内に多くあり、農林業の振興に欠かせないものとなっています。農業集落の環境改善、森林の適正な管理及び森林レクリエーションの推進の観点から今後も適正な維持管理と新たな整備が必要です。

### めざす目標

広域幹線道路の整備推進をめざします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
京丹後市（森本）から京都市までの 自動車による所要時間	180分 (H17)	100分 (H26)

## 施策方針

### 1 広域高速道路網の整備促進

地域や産業の活性化を促し、都市との交流を深めるために、京都縦貫自動車道と鳥取豊岡宮津自動車道の一体的整備と早期完成を国や府に働きかけます。

### 2 安全・安心で快適な道路網の整備

国道、府道については、生活圏の拡大と市域内と近隣市町との交流を活発にし、一体となったまちづくりを推進していくとともに、災害や緊急時のために重要な道路であることから、広域的道路網整備を促進するとともに、未改良部分の改良整備を府に働きかけます。

日常生活に密接なつながりを持つ市道については、利用動向や自然環境の保全に配慮した整備手法を検討し、未改良部分の改良整備を進めるなど生活の利便性を高める道づくりを推進します。

また、子どもや高齢者、障害を持った人も安心して歩けるよう、危険箇所の解消、歩道や交通安全施設及び道路照明の整備によって安全で快適な道づくりに努めます。

さらに、町並みや集落の環境に配慮した美しい道づくりを市民の緑化活動などと連携しながら進めます。

駅や福祉施設周辺及び人口密度の高い地域についてはバリアフリー化を促進します。

### 3 冬期間の交通確保

幹線道路や生活道路の除雪や凍結防止剤の散布を行うことにより、冬期間の交通を確保します。

### 4 農道及び林道の整備

地域間交流による広域的な営農の連携と周辺集落の生活環境向上を図るため、広域農道の整備を進めます。また、農業経営の安定確保を図るため、ほ場整備等を通じて一般農道整備を進めるとともに、地元営で行われる急傾斜地の路面整備等について、原材料の支給等の支援をします。

また、森林の保全や観光、森林レクリエーションの振興のため、林道整備を進めます。

## 主要な事業

広域高速道路網整備促進事業

市道整備事業

広域営農団地農道整備事業

団体営農道整備事業

ほ場整備事業

小規模土地改良事業の支援（原材料支給、機械借上）

林道整備事業

### 3 河川・海岸・港湾の整備

#### 現状と課題

本市域には竹野川、福田川、佐濃谷川、川上谷川やこれらから分岐した支流が山間や市街地を流れ、日本海へ注いでいます。これらは京都府が管理する 2 級河川と市の管理となる準用河川、さらに多くの普通河川とに区別されますが、今なお多くの未改修河川があり、2 級河川を中心に順次改修が進められています。

しかし、過去の台風では市内の多くの河川で、越水等による大きな被害が出ており、浸水被害の解消の観点からも今後も進度を上げての改修が課題となっています。

一方で親水性の高いやすらぎのある水辺環境を創造するため、河川環境の保全と整備に努める必要があります。

海岸については、琴引浜、小天橋をはじめとする美しい砂浜や景勝地として名高い経ヶ岬などがあり、管理上は国土交通省海岸（府管理）と琴引浜（市管理）、港湾と漁港の 4 つに大別されます。湊宮や後ヶ浜などの海岸では、浜辺の保全を目的に侵食対策として人工リーフや養浜工を実施しています。

市内唯一の港湾である久美浜湾は、市民や観光客の交流・憩いの場として施設整備を行ってきましたが、老朽護岸の更新を含め、今後も一層の整備を府に働きかける必要があります。また、閉鎖水域となっていることから水質の悪化が長年の懸案となっており、水質浄化と湾周辺の景観保全が市としての課題です。

#### めざす目標

##### きれいな海を未来に継承します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
久美浜湾のCOD値	1.9～2.0mg/l (H15)	2mg/l以下 (H26)
久美浜湾の全窒素値	0.12～0.31mg/l (H15)	0.3mg/l以下 (H26)
久美浜湾の全燐値	0.020～0.031mg/l (H15)	0.03mg/l以下 (H26)

(平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定結果)

(環境白書)

COD...Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量。BODと同じように水の汚れの度合いを表す値として用いられ、生活環境の保全に関する水質環境基準の項目(海域)の一つ。

## 施策方針

### 1 河川・海岸の整備

浸水や高波、津波などの自然災害による被害を防止するため、河川改修を推進するとともに、海岸の護岸整備について府へ早期改修を要望します。

また、河川・海岸が市民や観光客の憩いや安らぎの空間となるよう、維持管理とともに、親水性や生態系など自然環境に配慮した多自然型川づくりや海浜・海洋の環境保全に取り組みます。

さらに、家庭や事業所における排水への配慮について啓発を行うとともに市民による環境美化・保全活動を促進します。

### 2 水辺の景観整備

河川・湖沼、海岸、湾の美しい景観を守り、市民の憩いと安らぎの空間を創設するため、下水道の整備や家庭排水に関する市民への啓発により水質や水辺環境の保全を図ります。また水辺の環境整備による景観整備を図るとともに、人工リーフ整備等の海岸侵食対策を府に要望します。

## 主要な事業

河川整備事業

久美浜湾周辺環境整備事業

## 4 住宅の供給と安心できる住環境の整備

### 現状と課題

本市では人口が減少する一方で、核家族化や単身世帯の増加などによって世帯数が増加しており、住宅の供給は定住促進対策や核家族化対策上、欠かせない課題といえます。

広範な市域では住宅が集中している地域とそうではない山間部や海岸沿いの地域があり、峰山町や大宮町、網野町では民間による宅地の開発も多くみられます。

このため、市内の住宅ストック調査や転入層の住宅ニーズの確かな把握などにより、民間活力による住宅供給と公的住宅供給との役割分担を明確にし、地域のバランスにも配慮しながら、効率的かつ効果的な住宅施策を進めていく必要があります。

一方、本市には一般世帯向け市営住宅がありますが、このうち約6～7割が耐用年数を過ぎ、改修や建替えが求められています。

また、本市は、丹後震災の被災地域であるとともに、平成16年に発生した台風23号では未曾有の住宅被害を受けました。こうした点から、地震被災建物応急危険度判定業務、被災度区分判定業務等に取り組むことは、安心できる住環境整備の点からも重要な課題となっています。

### めざす目標

#### 快適な公営住宅を増やします

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
市営住宅の最低居住水準未満住宅率	63.8% (H16)	40% (H26)

## 施策方針

### 1 住宅ニーズを考慮した住宅施策の推進

多様な住宅ニーズに対応した良好な住環境をめざし、住宅ニーズ調査や公営住宅等のストック調査を行った上で、「地域住宅計画」を策定し、本市の状況やニーズに応じた住宅施策を推進します。

併せて住宅に関するより多くの情報をホームページ等で提供します。

また、民間による宅地開発と役割分担を明確にした上で、住宅開発の適切な誘導を図ります。

### 2 公営住宅の建替と整備

計画的な公営住宅の供給を進めるとともに、建替や改修にあたってユニバーサルデザインを取り入れた整備を行います。

さらに、市場ニーズを的確に調査した上で、民間賃貸住宅の状況も視野に入れながら、解体、ストック活用、建替えなど整備手法を明確に区分し、適正な戸数規模で活力ある公営住宅団地としての再生を図ります。

### 3 公営住宅の適正な利用への取り組み

公営住宅の運営については、住環境をより快適なものとするため取り組みを強化するとともに、高額所得者等の民間借家への住み替え斡旋、民間賃貸住宅家賃対策補助制度の創設など民間賃貸住宅との連携を強化します。

### 4 安心できる住環境の整備

関係団体との連携などによって、自然災害に備えた住宅の判定や被災度区分判定及び耐震改修支援等に取り組み、市民にとって安心できる住環境の整備に努めます。

## 主要な事業

公営住宅の建替整備事業

街なみ環境整備事業

## 5 地域交通の確保

### 現状と課題

本市は広大な面積を有しており、市内における公共施設や医療福祉施設の利用、買い物等はもとより、近隣市町への移動について路線バスが欠かせない交通手段です。

路線バスについては、弥栄、久美浜の一部で市営バスを運行しているほか、スクールバスに一般市民の混乗方式を取り入れたものを久美浜の一部で運行しており、地域によって利用料金や運行状況に相違があります。その他の地域は民間のバス運行業者2社が定期路線バスを運行しています。

このため、市域の路線については利用料金と運営統一化に向けた検討を行うとともに、より身近な交通手段として利便性の高い路線バスの運行の検討が必要となっています。

また本市には JR との連絡によって京阪神方面と本市を結ぶとともに、市内各地を結ぶ鉄道として北近畿タンゴ鉄道（KTR）があり、同事業本部ではこれまで誘客活動や赤字体質の改善に向けた経営改善を行ってきましたが、今なお厳しい経営状況となっています。今後は、定住対策や観光振興を促進し鉄道利用者の増加に向けた取り組みを行い、今後も営業努力を促す必要があります。

また、これらの公共交通については、さまざまな市民や来訪者の利用があることから、車両や駅舎及びその周辺のバリアフリー化を図る必要があります。

### めざす目標

北近畿タンゴ鉄道の利用促進に向けた取り組みを行います。

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
イベント列車（市民号）の運行 京丹後市内7駅乗降客数	0回 551千人 (H16)	2回 570千人 (H26)

子どもやお年寄りが安心して利用できるコミュニティバスを運行します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
路線バス路線数 路線バス利用者数	21路線 160千人 (H16)	20路線 180千人 (H26)



## 施策方針

### 1 市バスの運行と低額運賃の実現

市民にとって身近で利用しやすい交通手段を確保するため、市内の市営バス路線の統一を図るとともに、身近な地域内の移動に便利な生活バスの運行を検討します。また、民間の路線バスについて、乗客数の増加対策を図るとともに、運行形態について運行路線・便数の見直しと低額運賃運行へ向けて再検討を行います。

さらに、車両のバリアフリー化を促進します。

### 2 北近畿タンゴ鉄道の利用促進

北近畿タンゴ鉄道について、より市民や観光客の利便性に配慮した鉄道となるよう働きかけるとともに、定住対策や観光振興を促進し利用者の増加を図ります。

また、市が維持管理をしている駅舎の有効活用を図り、観光情報発信拠点化や民間・企業等への貸し出しなどを検討します。

さらに、各駅及び駅周辺における交通バリアフリー化を促します。

## 主要な事業

- 市バス・民間運行バスの低額運賃の促進
- 駅周辺の整備と駐輪場の増設
- 公共交通の利用促進対策
- 鉄道軌道の保守・安全対策に対する援助

## 6 上下水道の整備

### 現状と課題

本市では、上水道は市内で4給水区域に分かれており、これらの区域以外は簡易水道を運営しており、一部の給水施設としては、飲料水供給施設や簡易給水施設があります。

簡易水道の中には、水洗化などの生活環境の変化に量的に対応が困難と思われる施設や浄水システムが簡易なため、更新が望まれるものもあります。

また網野で、現在の水源では需要に対応できない恐れがあることから、新たな水源確保が必要です。今後も市民に安定給水を継続するため、旧町を越えて新たな最適な給水区域を設定し、水源の確保や施設の更新・整備に努めるとともに、水質の安全性を確保しなければなりません。

また、限られた水資源の大切さを市民に一層認識してもらう必要があります。

一方、本市の污水处理施設には公共下水道施設と農業集落排水事業施設、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽があり、これらの施設は生活環境の改善はもとより市内河川の水質保全や広域的な環境負荷削減のために不可欠な施設となっています。

本市の水洗化は近年大きく前進し、特に弥栄においては高い普及率となっていますが、市全体ではまだ高いとはいえません。今後は、市の財政状況等を考慮しつつ、より適切な方法で施設の整備を行うべく「水洗化総合計画(仮)」を早期に作成し、その計画に基づき施設整備を推進する必要があります。また、高齢化や経済的な理由などで排水設備工事が実施されていない家庭もあり、下水道への接続(水洗化率)が伸び悩んでいることから、啓発活動等を積極的に行い市民の事業に対する理解を得ることで、水洗化の進捗を早めることが必要です。

また、市街地の雨水を処理する都市下水路については、峰山町と網野町で事業を実施していますが、未整備区間があり、早期完成が望まれます。

### めざす目標

#### 安全でおいしい水を安定給水します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
老朽管延長(上水道)	33,700m (H17)	6,700m (H26)
〃 (簡易水道)	49,000m (H17)	14,700m (H26)

#### 下水道等污水处理施設の普及を進めます

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
水洗化普及率	47.5% (H17)	75.0% (H26)

## 施策方針

### 1 水道基本計画の策定

水需要に対応した安全で良質な水の安定供給のため、水道基本計画を策定した上で、計画に基づき、水道施設の改良・更新を図り、水質管理体制の充実や適正な維持管理に努めます。

また、節水意識を市民に啓発するとともに、水道事業の経営の健全化に努めます。

### 2 給水区域の設定

生活環境の変化などによる水需要の増加に対して今後対応が困難と思われる給水区域があることから、将来の水需要を予測しつつ新たに最適な給水区域を設定した上で、安定供給を図ります。

### 3 水洗化の推進

下水道施設の効果を発揮するため、啓発によって供用区域内の各家庭の排水設備工事の促進に努め、水洗化を進めます。

また、合併処理浄化槽などの適正な維持管理について啓発を進めます。

### 4 下水道整備事業の見直し

「水洗化総合計画（仮）」に基づき、下水道事業の見直しを図り、施設の維持管理と計画的な整備推進に努めます。

### 5 都市下水路の整備

都市下水路について、未整備区間の事業推進を図るとともに、市街地における内水対策の推進を図ります。

## 主要な事業

公共下水道事業

集落排水事業

浄化槽設置事業

## 7 防犯・交通安全の推進

### 現状と課題

#### < 防犯 >

犯罪のない安全な地域社会の実現は、快適な市民生活にとって基本的な要素です。平成16年の本市内の刑法犯罪認知件数は709件、その内窃盗犯が525件で74.04%を占めています。また、近年は犯罪の低年齢化が進み、少年犯罪や少年補導が増加する傾向にあります。

本市では、平成16年に犯罪と暴力をなくし安全・安心して暮らせるまちにするため、京丹後市防犯・暴力追放推進協議会が設立され、市民の防犯・暴力追放意識の高揚と啓発活動を、市民と警察が一体となり展開しています。

犯罪に対する意識の希薄化が進んでいることや不況の長期化などの社会環境により、今後も犯罪の増加が懸念されます。犯罪のない地域社会を実現するためには、警察活動の強化とともに家庭、地域、関係機関等各種団体と警察とが一体となった防犯体制の確立を図り、自主防犯パトロール活動等による地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。

#### < 交通安全 >

平成16年の本市内の交通事故発生件数は295件で、例年に比べ人身事故件数と傷患者数が増加する傾向にあります。本市では、第1次京丹後市交通安全計画を策定し、これに基づき交通安全対策を推進し、人命尊重と交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めてきました。

今後は交通事故の発生しやすい危険箇所の解消や交通安全施設の整備、充実を図るとともに、交通安全対策協議会、交通安全指導員会等の協力を得て交通安全啓発を進めていきます。

### めざす目標

#### 明るいまちづくり

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
市管理防犯灯の設置数	2,780本 (H17)	4,000本 (H26)

### 施策方針

#### 1 防犯体制の充実

犯罪を未然に防止するため、広報や啓発活動に努めるとともに、警察や防犯協会、防犯推進委員協議会等と連携して防犯・暴力追放運動を推進します。

## 2 地域安全活動の推進

夜間の通行安全と犯罪防止のため、防犯灯整備計画を策定し、この計画に基づいて、自治会が管理する防犯灯の設置を支援するとともに、市内全域に「1門1灯運動」を浸透させ、集落内の照明を明るくして犯罪の抑止力を高めた地域安全活動を推進します。

## 3 防犯パトロール隊の結成支援

地域の安全を確保するため、警察のパトロール活動の充実を要請するとともに、集落単位による自主的な防犯パトロール隊の結成支援とその地域活動を支援します。

## 4 交通安全意識の高揚

家庭、地域、学校、職場等を通じて、児童、生徒、高齢者をはじめとして、年齢各層に応じた適切な交通安全教育を推進します。

## 5 交通安全施設の整備

通学路、通勤路をはじめ、生活道路等の周辺における交通安全施設を点検し、高齢者や障害者の立場に立って、施設の安全性の向上に努めます。

## 6 交通安全対策協議会との連携の強化

交通事故防止の徹底と交通の円滑化を図るため、交通安全対策協議会との連携の強化により、適切な交通対策に努めます。

## 主要な事業

防災行政無線（固定系）整備  
非常備消防施設整備事業  
消防無線デジタル化整備  
常備消防施設整備事業  
交通安全対策推進事業  
防犯パトロール隊の結成支援  
明るいまちづくり事業  
交通安全施設整備事業  
防犯灯整備計画の策定

## 8 消防・防災体制の強化

### 現状と課題

高齢化社会の進行や都市化の進展、建築構造の変化などにより災害は複雑多様化しており、これまで以上に高度で地域に密着した防災体制を備え、市民の信頼に応える必要があります。このため、本市では、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策のための市の基本的な計画となる「京丹後市地域防災計画」を策定しています。

本市の常備消防は1本部、1署2分署1分遣所を配置しています。

救急出動は高齢者人口の増加などにより年々増えており、今後も増加が予想されます。これに対し現隊員数は国の「消防力の整備指針」以下に留まっています。また救急救命士制度によって今後もますます救急隊員の役割の拡大が予想されることから、専門的スキルを持った隊員の確保が不可欠となります。さらに消防隊においても災害の複雑化・多様化に対応し、業務の専任化や隊員編成の固定化、隊員の増員を図るなど、体制強化を図る必要があります。加えて日頃からの予防指導については、商業施設や宿泊施設の大規模化に対応し、施工者や事業者へ専門的な指導を行える予防業務専任の人材育成が必要です。

また、市内には観光宿泊施設を中心に中高層建築物もあることから、国の「消防力の整備指針」に沿った消防ポンプ付きはしご自動車の導入が課題となっています。

消防団については、1団28分団の体制ですが、消防団活動に対する連帯意識の希薄化、地域外及び市外就業者の増加に加え、若者の減少などの要因により団員の確保が難しくなっています。このことから、昼間在宅の市民層の意識向上をはじめ、災害発生時や、より身近な地域での初期消火、救護、避難誘導、給水等の活動を行う自主防災組織の育成・強化が待たれています。このため、資器材等の充実や自主防災活動を日常化するための防災訓練の実施、情報の提供等、自主防災活動の条件整備を図ることが課題です。併せて、コミュニティの変容や消防団の脆弱化などに対応して、市民組織と常備消防の連携強化や、署所施設の有効活用を図る必要があります。

さらに災害に強いまちづくりを推進するため、急傾斜地や危険箇所等の点検を定期的に行い、治山・治水事業など国や京都府の協力を得ながら災害防止の事業を促進しています。

災害時の警報、避難勧告等の市民への伝達手段としては、峰山、網野、丹後にアナログ方式の行政防災無線が設置されていますが、未整備地区の設置と併せ、最も有効であるデジタル方式の行政防災無線の導入が必要です。

## めざす目標

### 消防設備を充実します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
防火水槽	639基 (H16)	660基 (H26)
自主防災組織	5 (H16)	20 (H26)

( 大宮町の規約をもった組織を想定 )

## 施策方針

### 1 常備消防体制の強化

業務の専任化と隊員編成の固定化ならびに各業務の高度化に対応する専門的職員の養成研修によって、市民の信頼と期待に応える体制を整備します。さらに、消防団や自主防災活動との連携強化を視野に入れ、より地域に密着した署所の再編や設備の整備を検討します。

また、専門的職員の育成・確保によって建築物の施工者や事業者へのより専門的な防災指導に努めます。

中高層建築物の火災に対応した消防ポンプ付きはしご自動車の導入を図るとともに、消防力の強化及び救急業務の高度化のため、消防資器材の軽量化や救急資器材の整備に努めます。

### 2 消防団の強化

地域特性に根ざした消防団をめざし、組織体制の見直しと団員確保、訓練の充実等を進めるとともに、安全・安心なまちづくりのための防火・防災の啓発活動を強化し、消防団の充実へ向けて検討を進めます。

また、防火・防災の基盤となる消防資器材について年次計画により整備を図ります。

### 3 常備消防と消防団との有機的連携

常備消防と消防団をはじめ、市や自主防災組織がともに有機的に活動できる体制をめざし、常備消防と消防団の組織強化と新たな体制づくりを検討します。

### 4 自主防災の強化

防災基盤整備事業等の制度活用や自主防災組織相互の交流によって、市民が参加しやすい工夫をしつつ、自主防災組織の育成と強化を図っていきます。

#### 5 危険箇所解消による防災対策

安全な道路環境を確保するため、国や府と連携し、防災パトロール、日常点検の実施とともに急傾斜地崩壊対策事業、なだれ防止事業等を進め、危険箇所の解消に努めます。

#### 6 災害情報の発信

市内全域でのデジタル行政防災無線と消防無線のデジタル化を併せて検討します。  
さらに、市のホームページへの災害情報の掲載、市民への災害情報のメール配信事業に取り組みます。

#### 7 耐震診断等の実施

災害に強いまちづくりのため、耐震診断を検討しています。当面、文教施設から実施していきます。

### 主要な事業

- 防災行政無線（固定系）整備
- 非常備消防施設整備事業
- 消防無線デジタル化整備
- 常備消防施設整備事業
- 地域防災体制整備事業
- 消防水利整備事業
- 自主防災組織育成事業



## 9 地域情報化の推進

### 現状と課題

情報通信技術の進歩に伴い、日常生活や経済活動においても情報通信の重要性はますます高まり、どこにいても、いつでも、どんなものからでもネットワークにつながるユビキタスネットワークの整備が進められようとしています。しかし、本市は面積が広く人口密集度が低いため、ブロードバンドの普及が民間主導では進展しにくい「条件不利地域」に属し、F T T Hなどの超高速インターネットサービスでは都市部と大きな情報格差が生じています。また、市内でもA D S Lサービスが提供されている地域とされていない地域があり、市内での情報格差も生じています。さらに、地形的な要因からテレビ難視聴世帯が約4割もあり、老朽化した共同受信施設の地上デジタル放送への対応が懸案事項となっています。したがって、将来にわたる高度情報化を視野に入れ、市内全域を対象にした情報通信網の整備が必要です。

一方、地方公共団体への市民や企業等のニーズに対して行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を進めるためには、このような最新の情報通信技術を最大限に活用する必要があります。このため、インターネットなどを通じて誰もがいつでもどこからでも容易に行政サービスにアクセスできることを可能とし、さらに市民と行政の双方向で情報のやりとりができる電子自治体の整備を進めていく必要があります。

さらに、情報化社会の進展に伴って危惧される個人のプライバシー侵害やインターネットを悪用した犯罪などへの対応を講じる必要があります。

### めざす目標

#### 新たな地域情報インフラを整備します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
次世代ブロードバンド(上り30Mbps)利用可能世帯数	0世帯 (H17)	全世帯 (H26)
電子申請手続の種類	0手続 (H17)	152手続 (H26)

## 施策方針

### 1 地域情報インフラの整備

高速あるいは超高速なインターネットが市内全域の家庭や事業所から接続可能となり、またテレビ放送の再送信により難視聴が解消できる高速大容量の情報通信網を整備します。この情報通信網を通じて、防災や福祉・医療に関するサービスを提供するとともに、行政からのお知らせや地域に密着した話題をテレビ放送する自主番組を作成し、安全・安心で一体感のあるまちづくりを推進します。

### 2 電子自治体の推進

市役所の窓口へ直接出向かなくても、広範な市域のどこからでも、また 24 時間、365 日いつでもインターネットを通じて市民が行政サービスを同じように受けられることを可能にしていきます。このため、行政内部の IT 化をさらに進めると同時に、京都府及び府下市町村が連携して推進する「市町村業務支援システムの共同導入」に参加し、電子窓口ポータル、電子申請、施設予約などのシステム導入を進め、共同化によるコスト縮減を図りながら、高品質なサービスを提供していきます。

また、ホームページを通じた様々な情報提供により市民の利便性を向上させるとともに、積極的な情報公開により、行政の透明性を高め、行政への市民参画を進めます。

## 主要な事業

ブロードバンドネットワーク整備事業

京都府・市町村共同電子窓口サービス導入事業

# 1 効率的な行財政運営の推進

## 現状と課題

現在のわが国は、高度情報通信社会の到来や国際化の進展といった社会環境の変化と、一向に回復の兆しが見えない経済情勢の中で、少子・高齢社会への急速な進展に対応しなければならず、地方財政の運営とその役割はますます重要なものとなってきています。

このような社会経済情勢の中で、京丹後市は平成 16 年 4 月に誕生しましたが、合併に起因した公共サービスの違いなどが見受けられるだけでなく、合併前には予想していなかった『三位一体改革』による地方交付税の大幅な削減によって本市の財政運営は大きな影響を受けています。

こうしたことから、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しだけでなく、市民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動している多様な人々が、地域の課題とビジョンを共有し、その解決と実現に向かって住民自治を実現させていく中で、「市民が行政とどのようにして協働していけるのか、また、市民が市民社会のためにどんな貢献をできるのか」など、地域を運営していく視点を育成しながら市民と行政が知恵を出し合い、また行政が市民に対して総合的な責任を果たしていく中で、徹底的な行財政改革を推進しなければなりません。

## めざす目標

### 費用対効果を高め、財政の健全性を確保します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
経常収支比率	90%台前半 (H16)	90%台前半 (H26)
公債費負担比率	19% (H16)	19% (H26)
起債制限比率	13%台 (H16)	13%台 (H26)
税金収納率(一般会計)	98.52% (H16)	99.0% (H26)

### 少数精鋭の職員を育成します

指標名	現状 (年度)	目標 (年度)
職員数	1265人 (H16)	1000人 (H26)

## 施策方針

### 1 アウトソーシングの推進

市が事業主体として実施すべき業務であっても、民間が行ったほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは積極的に民間に任せ、また、さらなる事務事業の効率化を図るため、行政の内部管理業務等新たな分野における民間委託の可能性を検討します。

そのため、市民と協働した公共サービスの提供方策並びに行政サービスを補完、代行する法人設立の可能性と効果を検討し、民間委託等による市民活動の活発化及び雇用拡大、地域経済の活性化を図ります。

### 2 組織・マネジメントと人事管理

#### (1) わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立

社会情勢や多様な行政需要に対し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を基本に、新庁舎の整備のあり方も含め市民にとってわかりやすく、適切に行政サービスを提供できる組織体制の構築を図り、現行組織にとらわれない横断的な組織体制づくりを検討し、行政の経営品質を高め、戦略的なトップマネジメントが有効に機能する機構を構築します。

特に、地震、風水害のみならず、不測の事態に迅速で的確に対応し得る危機管理体制の整備や消防関連機関の連携の強化及び市民の危機意識の高揚を図ります。

#### (2) 行政関連施設のあり方

行政関連施設（保育所、幼稚園、学校及び病院等）は、市民ニーズに即した弾力的・効果的な運営を検討し、より質の高いサービスの提供を図ります。

また、施設の規模、利用状況、利便性を考え、民間活力の利用等の可能性と効果の検討を含め、より効率的、経済的な組織・運営体制を検討します。

#### (3) 職員定員等の適正化

職員の定員については、平成22年4月1日を目標とした適正化計画を策定し、積極的な定員の適正化に努めます。

#### (4) 職員人材育成の推進

市民ニーズを的確に反映し、コスト意識と迅速さを持って、質の高い行政サービスを提供していくため、このような行政運営を担う人材の確保及び育成を図ることを目的とした人材育成基本方針を策定します。

また、職員の専門性を高める研修制度、管理職への登用基準などの任用制度のあり方、人事評価の仕組みなど総合的に検討し、地方分権時代に活躍できる人材の育成を図ります。

特に、全庁的な運動として職員の待遇改善に取り組み、職員の意識改革を推進します。

### 3 事務事業の見直し

#### (1) コスト縮減の徹底と透明性の向上の推進

厳しい財政状況の中で、事業の重点化、事務の共同化、競争性の確保などにより事務事業や公共工事のコスト縮減の徹底を図ります。特に、公共工事等の入札や契約手続きの公平性、透明性、競争性の改善など、行政活動の情報公開度を高め、透明性の向上を図ります。

#### (2) 行政評価制度の導入

効率的かつ効果的で透明性が高く、成果重視型の行政運営を実践するため、その適切なマネジメントを行うことを目的としたシステムを確立します。そのため、本市総合計画に関連付けた行政評価制度の導入によって経営手法を改善し、これらの制度運用と評価実施を行っていきます。

また、行政評価委員会（仮称）の設置による市民との協働を図るなど、市民とともに進める地域経営のためのしくみとして活用します。

#### (3) サービス提供システムの構築と公平性の確保

地域の課題や市民からの苦情・要望を的確に把握し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、サービスの質の改善と向上に向けたシステムを構築します。特に、バランスを考慮しながらサービスの質と量を見定め、公平で公正なサービスを提供し、限定的、選択性のあるサービスは、受益に応じた適正な負担を求めています。

#### (4) 電子自治体の推進

市民と行政が情報を共有するため、人とITの融合による地域情報システムを構築し、電子申請を含め市民生活に必要なサービスを迅速かつタイムリーに提供していきます。

また、庁内情報システムを活用して、意思決定の迅速化や行政運営の効率化を図るとともに情報システムの信頼性や安全性、個人情報の保護等の対策に取り組みます。

### 4 財政の健全化

#### (1) 積極的な財源確保

財源不足の解消のため、新税の導入研究、寄付金制度の活用、広告事業の導入など新たな財源を求めるほか、収納率の向上、受益者負担の見直し及び市有財産の処分、貸付等有効活用を図ります。また、地域産業の振興、企業誘致等による税源の確保に努めます。

#### (2) 行財政運営のスリム化と情報公開による透明性の向上

徹底的な行財政運営の効率化と適正化を図るため、中長期的な視点に立った財政計画を策定するとともに、将来への負担も配慮し、的確な財政分析と情報公開等によって、わかりやすく透明性の高い財政運営を推進します。

特に、従来の積み上げ方式の予算から成果重視へ移行し、各部局が、自主的に優先順位の決定や事業の見直しができ効率的な行財政の運営が可能となる予算システム等の改革を進めます。

### (3) 補助金の適正化

補助金については、市民の審査機関の設置、市民からの寄付金制度の活用、地域通貨の導入や公募補助金の拡充などにより、前例にとらわれない見直しを行い、公平・公正な補助金として再構築を図ります。

また、補助対象事業の内容を公益性・公平性の観点から見直し、客観的で明確な判断のできる交付基準を策定し、補助金の適性化を図ります。

さらに、個人情報の保護に留意し、補助金の内容や金額等を公表することにより、行政の透明性の確保、情報の共有を図ります。

### (4) 外郭団体等の見直し

本市が出資している団体の実施事業や業務の運営体制、情報公開の状況を検証し、経営の健全化・透明化を進めます。

また、本市における団体の存在意義を踏まえ、各団体への本市出資分を管理する上位法人設立の可能性を含め、団体のあり方や統廃合の必要性について検討します。

### (5) 施設の維持管理方法の見直しとサービスの向上

公共施設（集会施設、文化・体育施設、福祉施設及び観光施設等）について、指定管理者制度を適用するなど効率的で公正な維持管理の方策を検討します。

また、業務内容等を見直し、市民ニーズに適合した運営をめざすとともに、業務時間・休館日等を見直し、市民が利用しやすい運営形態をめざすとともに、コストパフォーマンスの良い運営を図ります。

## 用語の説明

50音順

頁	用語	説明
42	一時保育	保護者が冠婚葬祭や疾病、介護、緊急時などに一時的に保育所を利用できる事業。
34	NPO	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織・団体。市民活動法人。
47	学校評議員制度	保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのもので、地域や社会にひらかれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら特色ある教育活動を推進できるように、学校を支援する制度。
6	グリーンツーリズム	農山村の地域文化をありのままに活かして、来訪者の体験の場などを提供し、交流すること。
37	ケアマネジメントシステム	ケアマネジャーが、対象者に対して必要な福祉サービス計画を作成し、計画に即したサービス提供や評価、その管理などを行うこと。
57	コミュニティビジネス	営利を目的とするのではなく、地域社会と有機的に結びついて地域社会コミュニティ全体の活性化、経済的発展に役立つことを目指す活動。
21	新エネルギー	自然の力を利用したり、これまで使われずに捨てていたエネルギーを有効利用する、地球にやさしいエネルギーのこと。新エネルギーの導入によって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減され、二酸化炭素の排出量を減らすことができるなどのメリットがある。太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギー、燃料電池などをはじめ、さまざまな分野での技術開発が進んでいる。
57	指定管理者制度	公の施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの。平成15年6月に地方自治法の一部改正によって導入された制度で、従来の制度よりも管理者の権限や資格などが拡大され、民間事業者、NPO法人なども参画できるようになった。
61	セクシャルハラスメント	「性的いやがらせ」のことで、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流す等、相手の気持ちに反した性的な性質の言動をさす。特に雇用の場においては、その対応によって女性が労働条件に不利益を受けることなどが含まれる。
1	団塊の世代	昭和22～24年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。
11	チャレンジショップ	地域の中心商店街における空き店舗増加対策として、行政、商工会等が空き店舗の一部を店舗開業の希望者に期間限定で賃貸する事業。
60	ドメスティックバイオレンス	夫や恋人など親密な関係にある相手から振られる暴力。身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。
32	2次医療圏域	医療法に基づき、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域単位として設定されるもの。京都府では保健医療計画において6つの圏域が設定され、圏域内各地点から該当する医療機関まで、所要時間がおおむね1時間程度の範囲であることなどを考慮の上定められている。
4	認定農業者	農業のスペシャリストとして市町村が認定し、関係機関が具体的な支援を行い、農業経営の発展を目指すもの。農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうというもの。
7	農業生産法人	農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。農地法に定める一定の要件を満たす農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社の四種がある。
5	農地の流動化	地域の農業に意欲的な認定農業者などの担い手に農地を貸したり、売ったり、農作業を委託したりして、農地の有効利用を図り効率的かつ安定的な農業経営を確立すること。
42	病後児保育	保育所に通園している乳幼児が病気になった場合、その病気が治りかけているがまだ保育所へ通園できない期間、一時的にその児童を、医療施設等で預かる事業。
43	ファミリーサポートセンター	仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、育児等について助け合う会員組織。
5	ブロックローテーション	水田の転作作物の生産性を向上させるため、地区全体を数ブロックに区分し、順次、移動させる集団転作の方法。
3	保育施業	健全な森林育成のために、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等を行うこと。
42	放課後児童クラブ	親が働いていて放課後の保育が十分保障されない小学校児童等を対象に、家庭に代わる保育を行う施設、事業。「学童保育」ともいう。
5	緑肥栽培	緑色の生きている植物を田畑の土中にすき込んで肥料とすること。空中窒素固定を行うマメ科のレンゲソウ・ウマゴヤシ・シロツメクサや青刈りダイズなどが用いられる。草肥（くさごえ）。
30	レセプト	健康保険組合などに対し医療機関が請求する診療報酬の明細書。